

令和2年第1回
利根町議会定例会会議録 第4号

令和2年3月6日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

令和2年3月6日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第9号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第10号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第11号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第12号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第5号
- 日程第3 議案第8号
- 日程第4 議案第9号
- 日程第5 議案第10号
- 日程第6 議案第11号
- 日程第7 議案第12号
- 日程第8 休会の件

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

9番通告者，11番新井邦弘議員。

〔11番新井邦弘君登壇〕

○11番（新井邦弘君） 皆さん，おはようございます。9番通告，11番新井邦弘でございます。

質問事項は，大きく分けて三つの質問をさせていただきます。

まず第1に，健康ポイント制度導入についてでございます。

現在，全国で広がっている健康ポイント制度があります。これは医療費削減が目的であり，例えば各種検診を受けた人，特定健診の受診，結果説明，指導を受けた人，健康づくり等に関する講座を受講した人，町が主催するスポーツ大会，教室，健康づくりイベント等に参加した人にポイントを与え，ポイントがたまった人に特典を贈るものです。

また，各種イベントにボランティアとして協力してくれた人にも同様にポイントを与える制度もあります。

市町村によっては，制度や特典の内容は違いますが，当町でも医療費削減に向けて取り組むことが必要と思われるので，この健康ポイント導入のお考えをお伺いいたします。

まず1番目に，健康ポイントとなる町の各種検診や講座，イベント等はどのようなものなのかをお伺いします。

ほかの質問は自席にて行います。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。それでは，新井議員のご質問にお答えをいたします。

健康ポイント制度についてのご質問ですが，町独自の制度導入は行っておりませんが，茨城県が令和元年6月から運用を開始しております。いばらきヘルスケアポイント事業，元気アップ！りいばらきを活用し，健康づくりに取り組んでいただけるようになっております。これは町民の皆様が県のアプリを取得し，みずから健康づくりに取り組んで内容をスマートフォンに入力するとポイントが付与され，ためたポイントに応じて景品当選のチャンスがあるという仕組みになっております。

なお，ポイントが付与される町の事業としましては，健康診査と保健指導，各種がん検診，健康イベントへの参加などがございます。そのほか，ご自身で健康づくりのために取

り組んでいるウォーキングの歩数や体重，血圧測定，食生活改善などについても健康ポイントが付与されるようになっております。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） 茨城県のほうでヘルスケア事業として行っているという答弁をいただきましたけれども，自分としては，町独自でこの健康ポイント制度を導入できないかというふうに考えております。

町のホームページを見ますと，2019年のこころの健康づくりカレンダーということで，いろいろな，各種検診や講座，イベント等が出ています。ページ数にすると約28ページあるんですね。このような，すばらしい，そういったお知らせが町民に本当に周知していれば，もっともっとその健康に対して町民の意識が変わっていくのかなと，そういうふうに感じます。

というのは，例えば今から60年前，日本の人口は8,500万人弱でして，今，大体約1億2,000万人，人口にすると1.4倍の増加率ですけれども，医療費に関しては，約170倍医療費がかかっております。

この傾向を見ただけでも，いかに予防医療，これはきょうはちょっと質問は控えさせていただきますけれども，この健診の結果を見て，その後の指導ですかね，これがこれから多分必要になってくるんじゃないかと思えます。

なので，どうしてもその健康ポイントと，今，2番目に介護ポイントということも提言しますけれども，これをやっぱり小学校時代から，その意識改革をしたほうがよろしいんじゃないかと思ひまして，今回この質問させていただきました。

今，町長は，県でやっているから，そういう事業がありますと，そう言われましたけれども，町独自で導入はできないものでしょうか，お伺いいたします。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは，新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

健康ポイント制度の町独自の導入についての考えはということのご質問でございますが，現在，先ほど町長からも答弁がありましたように，茨城県の元気アップ！リイばらきという制度を利用させていただいているところですが，現在，利根町の登録数を見ますと，県で公表しております，令和元年9月13日現在の人数しかまだ公表させておりませんが，46名です。対人口比で言いますと0.30，県内，茨城県の中で19位という位置にあります。

この県のアプリの利用状況を考えますと，利根独自でそのアプリを導入した場合，どの程度ご利用がされるのかということがまだ読めないところもございますので，県のアプリの利用状況を今見ているところでございます。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） わかりました。基本的に，その町の町民っていうか，いろいろ

な特定健診とかありますけれども、誰のために、何のために行うのかという基本をコンセプトに置くと、やはりその扱いが46名、19名と言われましたけれども、何もアプリだけでなくでもできますよね。例えば普通のカードをつくって、それにスタンプを押していくとか、それによって、その特典を、例えば町で買い物できるようなシステムにするとか、そういう意識づけが多分必要だと思うんですよ。

2011年に初めて特定健診が始まりまして、それは3年の国からの予算が2,200万円ぐらいについて、3年間だけ、たしか補助金が出ていましたよね。その当時に比べて、いろいろ決算ベースを見てみますと、患者数はふえたので、1人当たりの医療単価は減っていますよ。でも、年々増加していますよね。

例えば血圧に関しても、140、最高血圧、最低血圧が80以上、これ以上は高血圧ということで警鐘鳴ると。ただ、同じ40代、50代、60代、70、80代、その数字自体が、まだ自分としてはちょっと疑問に思って、年配になればなるほど血圧が高くなるのが当然だと、血液と血管のそういった損傷もあるでしょうし、それでもって患者数もふえているのかなと。

そういうことから、私は、先ほども言いましたように、まず国の示した医療制度改革の本質、これちょっと考えたいんですよ。

なので、こういう健康ポイントを契機に、まず小学校、それから、保育園、中学校、全部の、そういった健診の結果を一つのデータとしてまとめると、もっともってその予防医療に対していくのかなと、貢献できるのかなと思っています。

これは、また次回お話しさせていただきますけれども、とりあえず、では、町のほうでは、その考えはないということで考えてよろしいですか。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 新井議員のご質問にお答えします。

町として導入は考えていないのかという解釈でよろしいかというご質問ですが、現時点で来年度の予算も含めまして導入という予定はございません。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

介護ポイント制度の導入について。当町は高齢者人口が4割を超えている中、介護認定率は、茨城県でも2番目に低い状況ではありますが、今後はこの状態を維持していく上でも、元気な高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりを支援し、介護サービス給付費を抑制することとなる介護予防に取り組んでいかなければならないと考えます。

そのためにも、健康ポイント制度と同様の仕組みとなるポイント制度を導入し、取り組む必要があると考えますが、例えば介護施設でのボランティア活動や、町で実施している介護予防教室などに参加した人にポイントを与え、ポイントがたまった人に特典を与えるものだと思います。

これは、先ほどの質問で健康ポイント制度の導入ということで、町はその考えがないと

ということなので、ちょっとあれなんですけれども、この高齢者や健康寿命を延ばすため取り組むことが必要と思われまますので、介護予防ポイント制度のお考えはいかがなされてい
ますか、お伺いたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 介護ポイント制度についてのご質問ですが、当町では既に平成
29年度から、名称は異なるものの類似したポイント制度として利根町生活支援ボランティ
アポイント事業を導入しておりますので、介護予防ポイント制度の導入ではなく、今後は
このボランティアポイント事業の見直しを行っていきたいと考えているところです。

ボランティアポイント事業概要については、担当課長から説明をさせます。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、補足してご説明申し上げます。

利根町生活支援ボランティアポイント事業でございますが、一応こちらにつきまして、
介護保険の地域支援事業としての位置づけで行う事業として、現在、要項等は整備してご
ざいます。

高齢者がボランティア活動を通じまして地域に貢献することを支援し、高齢者みずから
の社会参加活動を通じた介護予防の促進と、高齢者の生きがいあふれた地域づくりに努め
ていただくことを目的に、平成29年3月に要項を設定して事業を開始いたしました。

それで事業の概要をもう少しご説明したいんですが、ボランティアの対象者は65歳以上
の方となっておりますが、対象となるボランティア活動の実施回数に応じて、ただし1
日2回までという制限ありますが、評価ポイントが付与され、年間で最大3,000ポイント
の評価ポイントが、それがお金ですね、交付金に転換できるといったものでございます。

最初に参加登録の申請が必要となりますが、活動の種類とか、区分、要件等がありまし
て、ボランティア活動の際は、その都度、ボランティア活動を受ける個人の方とか、それ
から、受け入れ機関、施設等ですね、機関にポイント手帳というのがあるんですが、その
ポイント手帳を提出し、活動確認スタンプの押印を受けまして、後日、手帳を役場のほう
に持ってきていただきますと評価ポイント転換交付金というんですが、その交付金が受
け取れるというといったものとなっております。

事業開始当時は、平成29年7月と8月の「広報とね」で、その事業概要とか、ボランテ
ィアポイント活動の利用者募集などの周知を行ってございます。しかしながら、今現在、
応募が、ボランティアの応募がございません。

そこで、こうした問題があるということで、昨年度末ですが、制度運用上、見直ししな
ければならない課題ですね、そういったことがたくさんありますことから、ちょっと長い
んですが、会議の名称を利根町高齢者の生活支援等を推進するためのネットワーク会議、
通称協議体と呼んでいるものなんですが、その会議の中でも、この制度が普及しない問題
等について協議に行ったという経緯がございます。

その中に、議長とか、当時、花嶋議員とかも参加していただいて、いろいろご意見をいただいたところです。

そうしたことで、ボランティア登録の申請方法とか、あと、対象となるボランティアの活動の内容、また、ボランティアの受け入れ対象者、あと、受け入れの機関、施設ですね、との調整方法、それから、事業の周知、それから、課題の整理とともに実施要綱等のちょっと全面見直し等の改正も含めまして、現在、事業の見直しを行っているというところでございます。

概要につきましては以上です。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） 今、大塚課長がおっしゃったように、募集をしてもゼロ名ということでお話伺いました。それだけ、そういったことに関心がないのかなというふうにも受けとめられますけれども、福祉課としましては、運動機能、口腔機能、低栄養状態などを把握するため、生活機能チェックを行っておりますよね、たしか。心身ともに生活機能低下がある方を早期に把握し、介護予防事業につなげるというふうにうたっておりますけれども、この成果というのはどんなふうにお考えですか。

通告外だったんですか。わかりました。

では、また、要支援認定者とか組合事業対象者、それから、65歳以上の高齢者等が気軽に集える利根町町民の交流の場として、憩いの場を実施する団体に対し、活動準備費や活動費の支援を実施しているということで、大変いいことだと思います。

また、福祉センターにおいては、介護予防啓発事業として、介護予防、運動機能を使い、自主トレーニングを行うはつらつトレーニングというのをしておりますよね。とても、何か本当にいろいろ施策、一生懸命頑張っていると思うんですけども、これが、なぜか町民になかなか伝わらない。例えばホームページに掲載されておりますけれども、その周知徹底で、もっともっと町民に対して健康、というかヘルスアップですよ、健康にしましょうみたいな、そういった政策というのは福祉課並びに保健福祉センターではどのようにお考えになっているのか、一言ずつお伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりに、保健福祉センターでは、さまざまな介護予防を実施し、高齢者のお一人お一人が、元気でいつまでも暮らせるようにという事業に取り組んでおります。はつらつトレーニング、さまざまな事業を周知をしておりますが、今お話にありましたはつらつトレーニングという教室は65歳以上の方が、例えば歩くときに、最近つまずく、最近体力が落ちてきたな、外出が減ってきたかなという、ちょっと不安がある方が申し込みをされて、四つの運動機器を使ってお一人週1回程度のトレーニングをする教室でござ

います。

この教室数は、周知すると同時に、ほぼ午前中で予約が埋まります、というふうに非常に人気のある教室です。実際、4月開始の受け付けを今週の月曜日から開始したところ、もう既に10時くらいには定員が埋まっておりました。

周知ももちろんでございますが、受けたご本人から口コミでいいよ、行ってみると元気になるし、仲間もできるし、という口コミが広がっていて、この教室の人気というふうに成果が上がっているかと思われまます。

実際、でも、1年間という期間を、このはつらつトレーニング、主に介護予防教室は1年間で区切っております。といいますのは、参加してくださった方は、自分で実感している、自分の体が変わっている、前向きに事業に取り組もうという意識はやっぱり上がりますので、続けて受けたい、リピーターというのか、また続けて受けたいという方が、ほぼ、たくさんの方がそれをご希望されるので、次の方が入れないということになりますので、そこは丁寧に1年間でということで、教室を終わらせていただいております。

はつらつトレーニングに関しては、1年間終わった後もご自身で自主トレーニングという形で受けられるような教室を来年度から、実際、本当は3月から開始だったんですが、今回のコロナ対策で教室のほうは中止にいたしました。このコロナ対策が終息しましたら、この教室を始めるといって予定しておりますので、新井議員がおっしゃるとおり、周知の面に関しては、いろいろな形で周知はしておりますので、またプラス口コミという形で、教室に関心が向いている町民の方がいるというふうに私は捉えております。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、新井議員のご質問にお答えしたいと思います。

福祉関係の高齢者の健康づくりは、今、国が、介護保険は制度上、当然のことですけれども、住民通いの場事業を進めて、元気なお年寄りの方が友達を連れてサロンとかに行っていて、いろいろお話をして、それで、仲間づくりを広げていったりとか、そういうことを推し進めているという情報もあります。

当町におきましては、7団体がその住民通いの場事業ということで、最近では囲碁の会など、ほかに今、資料がないのですが、町内7団体、1カ所はちょっと取りやめされたところもありますが、そういうことで、今後そういった高齢者の方が集まれるようなサロンをふやしていきたいということです。

これは補助金制度がございますので、それをうまく活用をしていただいて、そこにプラス、今、お子様ですね、子供と一緒に何とか異世代交流を図っていかなければなおさらいいということではあるんですが、実施主体である高齢者の方が今いろいろお子様の問題等があるんでちょっと自粛傾向はあるんですが、その制度設計に当たっては、お子様と一緒に事業を展開できれば、そういったことも対象に、視野に入れながら事業を進めたいといった団体もございますので、そういった場合は、そういった補助金制度を使ってやっていた

だきたいということで、町としても通いの場事業を進める方向が一番、今、先ほど言ったボランティア制度の充実もそうですが、そういったことが、今後、高齢化が進んでいる当町は43%と65歳いる中で、今後、少しでも介護の手前で、予防という観点で、そういったのを充実していくのがいいのかなと。

あと、老人クラブさんも今20団体ぐらいありますけれど、来年度、今、当初予算にもちょっと計上させていただいているのですが、先ほど言った異世代交流、お子様との交流をやった場合には加点、加算金をちょっとつけてまして、ぜひともその異世代交流、お年寄りの方とお子様とのふれ合いの場を設けていってほしいということで予算化をしたところでございます。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

有機農業の推進についてということですが、有機農業では農地全体を一つの生態系として捉え、多様な生き物が暮らせる環境を重視する、そして、生き物同士の複雑な環境を大切にする栽培管理によって土の生命力を維持すれば特定の栄養素の不足が生じず、病原菌や害虫の爆発的な発生が起きない農地が実現します。

例えば、次のための有機物投入が、過不足のない作業栄養の供給になると同時に、病虫害対策や良質な生産物の実現にもつながるといえるように、土壌内外の生物多様性をはぐくみながら、農地全体を統一的なシステムとして捉えるのが本来の有機農業の特徴であります。

そこで、化学肥料や化学合成農業を使用しないことや、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減する農法のことです。

利根町の農地は住宅街に隣接しているところも数多くあります。また、都市型農業を推進していく上でも環境に優しい有機農業への取り組みが今後ますます重要性が高くなるのではないかと思いますので、お伺いします。

現在、利根町においてどのような有機農業が行われているのか、また、有機農業を行うに当たり、どのような課題があるのかをお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 新井議員のご質問にお答えします。

現在、利根町において、どのような有機農業が行われているのか、また、有機農業を行うに当たり、どのような課題があるのかというご質問ですが、町が把握している有機栽培を行っている農産物は水稻栽培のみで10軒の生産者がおります。

有機質の肥料を使用し、農薬の使用も極力控え、あぜの除草は草刈り機で行うなど、手間をかけて特別な栽培を行っております。

次に課題ですが、一つ目としては、先ほど説明いたしました、手間をかけて特別な栽培方法を行っていることから、生産者がふえていかないということがあると思われます。

利根町の農業も全国的な状況と同様に、生産者の高齢化が進み、手間をかけて特別に栽培することが難しくなっております。

また、後継者がいないことが多いため、大規模に農業を経営する生産者に生産を委ねることが多く、大規模農家は大型機械を使用し、化学肥料、適正量の農薬を使用し、手間をかけない慣行栽培を行うこととなります。

このように、大規模に農業を経営する生産者には有機農業の生産は難しい状況にあります。

二つ目としては、慣行栽培に比べて収穫量が少ないという点もございます。販路を確保するためにも安定した量を確保することも大切です。これは、生産者、町だけでは解決できませんので、JA水郷つくばや集荷業者などのご協力も必要となってまいりますので、連携しながら考えていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） 今、課長からの答弁で、水稻者が10軒ということで、高齢者も不足しているというようなお話をお伺いしました。

結局、今、慣行農業が主流で、昔はさが、百姓の姓と書いてさがねと言いますけれども、これというのは、農業を継承して行って、どんどんどんどん2代、3代、4代と、それが100もあるということで、百姓という言葉ができたと思うんです。

そのことをベースに考えて、今日本でもアメリカ、もしくは欧州から、有機農業で栽培された商品が約2割弱ぐらい輸入されています。そして、一番盛んなのは、アメリカ、それから、欧州が有機農業製品を買っております。

というのは、これは、化学合成肥料を使わずに、確かに出来高、取り高は少ないと思えますけれども、将来において、子供たちのためにも、そういった製品がいいのかなという話が出ております。

そこで、今、従事している農業者はそういった手間暇かけてやることは難しいということなんですけれども、2014年から2017年の非農家ですね、非農家出身の新規参入者は3,700人から3,400人で、今、全国で推移をしております。

1985年は66人、2000年は798人でした。また、2016年は72%、2017年は74%が、これが全部49歳以下の方がこういうふうには有機農業をしてみたいというふうには思っています。

その中で20%前後が女性です。大半は、有機農業を志向している、28%、有機農業をやりたい、65%、ほとんど、これは有機農業に興味があるというような数字も出ております。

そしてまた、この有機農業の推進というのは、国が推進している政策でもあります。有機農業モデルタウン事業としてどのように取り組むかが地域振興のためにも必要であるのかなと思っております。

先ほど言われたように、既存の水稻の農家の方は10軒ということで、ただ、今、西部地区、それから、南部地区、それが区画整理を今これから行うというようなお話も出ており

ます。

そこで、農家をやらないというような方々も出てくると思いますので、その中でその農地を集約して、こういった有機農法を推進するというようなお考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 新井議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりに、有機農業、西部地区ですか、南部地区、南部地区は、また、計画の前段なので、西部地区に関しましては畑が約20町ぐらいあります。これが全部個人のところに張りつけさせると、将来的なことを考えますと、耕作放棄地は見えてくるのかなど。

今、西部の工事、換地委員会では、なるべく、畑地を集約して、企業とか、そういった新規就農の方に貸し出したらいいのかなということでは換地のほうは考えているところでございます。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） それでは、2番目の質問ですけれども、農林水産省では、去年8月に有機農業に関して、県及び市町村間の交流や連携を促進するため、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークを17市町村と8県で発足しました。

利根町においても、有機農業や環境にやさしい農業を推進していく上で、他市町村や他県との情報交換や連携が非常に重要であると思いますので、この自治体ネットワークの参加を検討するお考えがあるか伺います。近々ではないとしても、先ほど言いました西部地区に関してのことなので、その点はどういうふうにお考えか、お答えをお願いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 自治体ネットワークへの参加する考えはとのご質問でございますが、有機農業と地域振興を考えるネットワークとは、有機農業を生かして地域振興につなげている、または、これから取り組みたいと考える市町村や、このような市町村をサポートする都道府県、民間企業の相互の交流や連携を促すことを目的とし、有機農業を生かして地域振興につなげている市町村間の情報交換、都道府県や民間企業からの情報提供の場を設ける活動をするものでございます。

町としましては、令和元年7月に、有機農業に取り組んでいる町の生産者を笠間市の日立農業協同組合笠間営農経済センター内に事務局があるななかいの里生産研究部会の方々と、水稻の有機栽培の研修会を実施しております。

また、令和2年2月にも、県内の有機農業に取り組んでいる生産者の方々と常陸太田市里美で開催されました県北地域有機農業拠点補助技術検討会にも参加いたしました。

まずは、このような形で県内の市町村間での有機農業の情報交換や情報提供の場に積極的に参加し、有機栽培を実践する生産者をふやしていきたいと考えております。

現在、サポート会議として茨城県、市町村会員として茨城県の市町村の参加はございませんが、今後、生産者がふえ、自治体ネットワークに参加したいというご要望がございましたら検討していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） とても積極的にそういう有機農業に関して視察をしていただいているということで、本当にありがたいと思います。

有機農業に関しては、堆肥ということも問題になってくると思うんですけれども、全国各地では生ごみ堆肥化の市民活動があります。家庭の生ごみや、学校給食の残渣などを収集して堆肥化し、農業や家庭菜園での利用促進を進める活動でございます。

しかし、残念ながら、農業での利用が余り進んでいないのが現状であります。生ごみ堆肥の農業利用が低調なのは、収集と堆肥化の事業が公共化されていないからだと思います。生ごみは堆肥化すれば利用価値が高いと思います。

栃木県南部の隣り合った3町で、それぞれの町内の生ごみを進める堆肥センターが稼働しております。きっかけは議員視察で行きました芳賀町にありますけれども、その農業者が、生ごみは資源で、農業利用すべきだと始めた堆肥化事業です。

これは、24年の事業活動の過程で隣町にも影響を与え、茂木町と高根沢町も町の事業として堆肥化施設を建設いたしました。

生ごみを集めて堆肥化し、地域の農業者が利用して生産した農産物が町民の食卓に乗る。生ごみを介して町民と農業者と輪が広がります。こうした好循環ループの原動力として有機農業者の参加を期待し、推進していくべきだと思います。

また、先ほど申しましたように、西部地区のその1カ所に土地を集めて、そこに例えば障害者の働く場として農業に目を向けることも考えられると思います。福祉と連携して農業の活性化を図る農業と福祉の相互協力による地域の課題に向き合っていくのも一つのことだと思います。

こうした農福連携が、今、全国でも注目され、広がっていております。主要な対象者は障害者となりますが、実現まではより広い活動を期待されると思います。ぜひ、この有機農業をこれからの利根町においても推進していくべきだと思いますので、最後に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 有機農業、自分も4年間ぐらい経験したときがあるんですが、非常に大変なものでした。夏の草取りとか、いろいろな虫が飛んできますので、そういうのを大きい周りの農農家の方に迷惑かけたりということもあって、やっぱり肥料のことも言っていましたけれども、需要と供給のバランスが整って、そういうことをやる人がふえてくれば、一緒にやりたい。ぜひ、議員も一緒にそういう人たちを集めていただいて、一緒に参加できればいいのかなど。我々も、いいことはどんどんやりたいと思いますので、

どんだんいろいろなものに対して提案していただきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 新井議員。

○11番（新井邦弘君） 自分は商業者出身なので、農業のことをもうちょっと勉強して頑張っていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時38分休憩

午前10時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番通告者、1番峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 皆様おはようございます。10番通告、1番峯山典明です。

1階ロビーのテレビでごらんの皆様、寒い中お越しいただきましてまことにありがとうございます。

さて、世界保健機関が1月30日に、公衆衛生上の緊急事態に当たると宣言した新型コロナウイルス感染症対策が日本全国で強化されています。

利根町でもさまざまな対策が講じられ、利根町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。利根町では、利根町保健福祉センターと竜ヶ崎保健所が窓口になっていますので、体調がすぐれない場合には前述の機関にご相談ください。

また、町には休校措置によって、非正規の教職員の勤務や給料に影響が出ないように配慮をお願いしたいです。

それでは、これより一般質問を始めさせていただきます。

一つ目に、小学校、中学校周辺及びイベント等での望まない受動喫煙について質問させていただきます。

小学校、中学校の運動会やお祭りなどで、子供や保護者の通り道が喫煙所となっており、子供と保護者の健康を損ねております。行政には、町民の健康を守る義務がございます。望まない受動喫煙を防いでほしい。煙が子供と保護者に流れていかない遠い場所に設置することを検討していただけるかどうか、伺います。

以降の質問は、質問席から質問させていただきます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。

青木学校教育課長。

〔学校教育課長青木正道君登壇〕

○学校教育課長（青木正道君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

小学校、中学校の運動会などでの喫煙場所の変更についてのご質問でございますが、現在、各小学校の敷地内におきましては、児童生徒の健全育成及び教職員の健康の観点から、平成18年度より全面禁煙となっております。

運動会などにおきましては、学校の敷地内ではなく、道路などの敷地外で喫煙をお願いしているところがございますが、議員ご指摘のとおり受動喫煙となる恐れがある場所につきましては、学校側へ喫煙場所の変更をお願いしたいと考えております。

現在、小中学校での喫煙場所の設置状況で申しますと、利根中学校、文小学校は喫煙場所を設けてございません。

運動会だけに関して言いますと、文間小、布川小学校が設置しているということで、学習発表会や文化祭、その他のイベントのときには喫煙場所の指定はしていないと、用意はしていないということでございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 運動会に関しては中学校と文小学校で喫煙所が設置されておらず、文間小学校と布川小学校が喫煙所を設けているということでよろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） そのとおりでございます。学校側として灰皿等を置くというような措置はとっていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 学校側が設けていないということでございますが、PTAの方を通じて、もしくは学校と交渉をして、喫煙をしている方たちに今まで、恐らくもう小学校できたときからなので、何十年も毎年運動会は繰り返されていたと思います。その時々で喫煙所がなかったとしても、喫煙しているのが目に入れば、恐らくここが喫煙所になっているんじゃないかと誤解される方も多いかと思います。

それらも含めて、やはり一度、町として、喫煙所でないから、町が関与することはない、学校が関与することはない、全てPTA任せということでは子供たちの健康が損なわれてしまうと思います。

昨年行われました調整懇談会において、佐々木町長は、ある方からの質問で、利根町で、一番、町長が問題だと思っていることは何ですかという質問に、少子高齢化が一番の問題だとおっしゃっておりました。

ということは、利根町、少子高齢化を防ぐためにも、高齢化とは別の話になりますけれども、少子化を防ぐという意味でも子供を守ること、そして今度、子供が新たに生まれてきても、健康を守るという意味でも、運動会だけでなく、喫煙所に関しては、やはり町がリーダーシップを発揮して対策をするべきではないかなと私は考えております。

ですから、ぜひ運動会、今回運動会の話になってしまいましたけれども、喫煙所がないからといって、そこでお任せするのではなく、やはり町として一度現場を確認して対策を講

じていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、ご質問にお答えいたします。

町としてPTA任せにしているということは一言も言ってごさいません。受動喫煙に關しましては、何度となく花嶋議員からもご質問、ご提案をいただいているところでごさいます。

直近ですと、昨年6月の議会でご質問をいただいております。そのときの答弁で、前杉山教育長が吸う方の権利もあるんだということを話したかと思いますが、確かに受動喫煙により迷惑をかからない対策を講ずることは町として考えております。

喫煙される方の権利もごさいますが、当然、たばこを吸う方の権利もごさいます。全員が利根町でたばこを購入されているわけではごさいませんが、町税で申しますと、平成30年度たばこ税の収入は4,400万円程度あります。同じ町税の軽自動車税、都市計画税よりも多い額となっているということも事実でごさいます。

たばこを吸う方、吸わない方、双方が気持ちよく過ごせるという環境の場をつくるのが大切ではないかと考えております。

行政とし、また、町教育委員会としまして、受動喫煙防止の対策を学校側に喫煙場所の指定等を含め、連絡をさせていただきたいと考えております。

また、学校行事等のさまざまな運営におきましては、PTAの方々のご協力のもと行われていると考えますので、保護者の方々にも、受動喫煙に対しまして正しい理解をしていただけるよう、あわせて学校側にはお伝えをさせていただきます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 先日行われました前教育長の吸う人の権利もあるということについては、私もその場で聞いておりました。そして、今回この質問させていただいた理由として、この吸う人の権利もあるということがひっかかっておりました。

令和2年度4月1日から、もう本当にことしですね、ことし4月1日から健康増進法が改正され、学校を含めた公共施設での喫煙が屋内では禁止、敷地内では禁止ということが全面施行されます。

そして、この利根町役場庁舎内も含めて学校も第1種施設となっております。皆さんご存じだと思いますが、この第1種施設はある条件を満たせば喫煙所を設けることができるというものです。だからこそ、前教育長は、吸う人の権利もあるという発言から強制的に吸わないでくださいとは言えない。町としては、できるだけ吸わないように協力していただけますかという呼びかけしかできないとおっしゃったのだと思います。

しかし、先日、厚生労働省に確認しました。厚生労働省健康局健康課健康指導係の方に質問しました。学校の正門の外、敷地外です。しかし、門を挟んで門に手が届くところでの喫煙は、健康増進法の観点から、法律面でいかがお考えですかと尋ねたところ、敷地外

であっても、門に手が届くところであれば喫煙を認めてはいけないと法律の観点からおっしゃっておりました。

文部科学省のホームページを開くと、受動喫煙対策というページがございます。その中に、学校における受動喫煙対策についてという通知がございます。実はその通知、平成22年3月に出されておりました。前教育長が発言されたのは昨年です。それよりも9年も前から出された通知です。その通知の内容を読み上げます。

学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について。

多数の者が利用する公共的な空間については原則禁煙であるべき。特に子供が利用する学校や医療機関などの施設を初め、屋外であっても公園、遊園地や通学路、通学路です、通学路も含まれております、通学路などの空間においては子供たちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずること。多数の者が利用する施設の管理者の努力義務というものです。

ですから、やはり町としては、子供たちの健康を守るというだけでなく、この法律を守るということでも考え方を考えていかないといけない時期に差しかかっていると私は考えております。

今、健康増進法のホームページを開くと、喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりますと記載がございます。私は、とにかく子供が煙によって被害をこうむっている。大人でも頭痛がする、吐き気がする、そのような訴えがあり、町長も問題だと言っていた少子化、それらも含めて、やはり子供たちが通る場所、いる場所、遊ぶ場所、全てにおいて喫煙場は子供たちが決して煙に触れることのない場所にするべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

過日、議員とも少しお話をさせていただきました。喫煙、まず、受動喫煙の被害をこうむらない場所ということで、正門前というのは、まずは普通に考えてよくないだろうということをお話したかと思えます。

先ほど学校に通知を送らせていただきますというようなお話をしましたが、例えば、体育祭、文化祭、いろいろな通知を学校側から保護者宛に送るときに、その受動喫煙、また、利根中だったら利根中の場合は、この辺で吸ってくださいとか、被害のないところ、害のないところを学校側から場所の指定をしていただくというのも一つの考えだと思います。

現在、灰皿等を置いてないところは、吸われる方が各個人で携帯用の灰皿を持ってきて、ばらばらに吸っているというところもございます。ただ、吸い殻が道路に落ちていてしようがないとかという苦情は一切ありませんので、その辺のマナーはたばこ吸う方も守られていると。あとは吸う場所だと思いますので、その辺は、これから、学校のほうに変更、また、場所を指定していただけるよう連絡はしたいと思えます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今後については、子供たちが煙を吸うことのない、被害を受けることのない場所を喫煙所に指定するよう、学校側に伝えるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は備品の取り扱いについてです。

役場のシュレッダー、そして、まとめてコピーできるコピー機、ここで言うまとめてコピーできるものとは、原稿台のガラスにセットして1枚ずつコピーするのではなく、シート状の原稿をまとめて読み込める自動原稿を送り装置と呼ばれるものがありますので、そちらでまとめてコピーできるものものを指しております。これらを町民も使えるようにしていただけるかどうか、伺います。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、峯山議員のご質問にお答えさせていただきます。

コピー機やシュレッダーを町民にも使えるようにしてはどうかとのご質問でございますが、現在、コピーにつきましては、利根町の複写に係る実費の徴収に関する規則に基づき、白黒1枚10円、カラー1枚20円で来庁者の要望に応じ、資料等の写しを交付しております。

シュレッダーにつきましては、巻き込みによる事故等の防止の点からも来庁者の使用は控えてもらっております。

今後も同様に対応していきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今現在、コピー機に関しては、白黒が10円で、カラーが20円ということなんですけれども、このコピー機は、まとめてコピーできる自動原稿送り装置が備えつけのコピー機ということでしょうか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 役場のコピー機は全て、その自動、何ていうんですか、装置、名前はわからないんですけども、まとめてコピーはとれます。

ただ、お客さんがコピーしてほしいと言ってきた場合には、職員がコピーをして交付しますんで、お客さん自体がコピーをするという状態はございません。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） そのコピー機でコピーをお願いする場合は何課に伺えばよろしいのでしょうか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 一応、役場のどの課でもコピーをすることは可能でございます。出先機関も議会ですとか、教育委員会でも規則を定めておりますので、そちらでもコピーのほうは、とっていただけます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 続いて、シュレッダーについてですが、巻き込み防止という観点から、町民の皆さんに使用するという事は控えていただいているということなんですけれども、こちらコピー機と同様に、職員の方にお問い合わせすればシュレッダーで粉碎して処分していただくことはできるのでしょうか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 今のところ、シュレッダーにつきましては、お客さん等の要望にはお応えしておりません。職員のみ使用となっております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回要望がございましたのは、個人の方ではなく、自治会関係の方でした。自治会で作成している印刷物で、個人情報載っているものを誤って印刷してしまいまして、それらが、その団地内ですね、全戸分刷ってしまったので約300から350部ぐらいあるということでした。

それを、例えばはさみを使ったり、手でちぎったりしても、やはり個人情報ですので不安があるということと、ご高齢の方なので時間がかかってしまいますし、大変なので、自治会で印刷したものだから、ぜひ役場のシュレッダーを使わせてもらえないかという要望なんですけれども、検討していただくことは可能でしょうか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 民間といいますか、龍ヶ崎地方塵芥処理組合というところがございますので、ご自分で搬入していただければ、目の前で焼却施設の中に放り込みができますので、個人情報が漏れるということはないと思いますので、そちらのほうの利用をお願いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 龍ヶ崎に行くとなると、やはり手間はかかります。距離もありますし、運ばなければいけない。利根町には役場がある。そう、役場があるんですよ。お役所です。町に暮らす人たちの住民福祉の増進を図るために、自治体は存在しておりますし、住民サービスをしてくれるのが役場です。だからこそ、この訴えをしてきた方は、龍ヶ崎で処分してもらえるとわかっているけども、役場のシュレッダーがあれば一瞬でできることだし、使わせてもらえないかという訴えでした。

町の皆さん、すごく頑張っています。先ほど、福祉課長からお話がありましたご高齢の方の介護予防の集いの場だとか、ほかにもさまざまなボランティア、頑張っています。だからこそ、巻き込み防止がやはり第一だというのであれば、職員の方がシュレッダーにかけてあげてもよいのかなと思います。町の皆さんが、たったそれだけのことで喜んでくれる。もう本当にシュレッダーに入れるだけです。たったそれだけのことです。誇りのある町というのであれば、本当に徹々たることです。個人情報を守るということを、龍ヶ崎で処分できるということではなく、住民福祉という観点から、住民サービスという観点から

検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほど峯山議員のほうから枚数が多いんで、大変だというお言葉が出たと思うんですけれども、当然、職員がいればそれだけ通常の業務が滞ってしまうっていうのはおわかりですよね。通常、民間でできるサービスについては、民間のほうでやっていただければと思います。

シュレッダーについては、条例とか規則を定めてないんで、料金とかも、ちょっと幾らいただいているのかっていうのも実際わかりませんので、たとえ今回特別なんでもということニュータウンの自治会の分をやってしまいますと、ほかの団体とかからも役場でやっていただけますという話になると、1回やってしまうともう断れませんので、今のところ、一切、役場のシュレッダーはお貸しすることはないという考えでございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回お話しいただいたのはニュータウンではございません。その方の個人情報につながりますので、どこの自治会とは申し上げます。

そして、先ほど条例等がないということだったので、条例などを住民サービスということから、つくっていただけたら、よろしいのではないのでしょうか。

そして、職員の方がやれば、それだけ時間がかかると。要は仕事を、ほかの仕事に回せることを、シュレッダーを使うということにとられてしまう。その分、人件費というものはかかります。

それならば、やはり巻き込みが怖い、けがをされるのは怖い、とは言っても、町の方に、直接、巻き込みには十分注意してくださいと一言伝えてお貸しすればいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 先ほどから何回かお話ししているんですけれども、大変危険なものでございまして、実際、指が入ってしまうと指が切断される恐れがあります。

実際、注意してくださいとお話ししても、事故があったときには当然、町のほうの責任になりますんで、町としてはシュレッダーについてはお貸しするという意向は今現在のところありません。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 話が平行線になってしまうんですけれども、だからこそ、職員の方がかわりにシュレッダーにかけてあげればよいのではないかなと思って質問させていただいております。

なお、神奈川県厚木市は、市民が自由にシュレッダーを使えるように、庁舎内に市民専用シュレッダーを置いています。管理される方はいません。そこで見ている方もいません。

市民の方が自由に行っています。

同じく、神奈川県藤沢市には、市民活動推進センターというものがあまして、そのセンターにシュレッダーが備えつけであります。もちろん市民が自由に使えます。

厚木市と藤沢市では、市民がシュレッダーを使えます。ぜひ利根町も、見習って、住民福祉サービスのためにも、シュレッダーの使用を認めてはいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 今後、そういった要望が多数上がってきた段階で考えさせていただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 要望が多数上がったときに検討していただけるということなので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次、三つ目の質問に移らせていただきます。

移動販売車の運営方法について質問させていただきます。

移動販売車の告知、宣伝、この告知、宣伝というのはホームページ、「広報とね」、全戸配布のカレンダーのことを指しております。こちらは、今現在、問題がないとお考えかどうか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 移動販売車の告知、宣伝について、現状問題がないかのご質問でございますが、住民の方への告知については、これまで「広報とね」や、町公式ホームページ、関係地区へチラシの各戸配布を行いました。

また、民生委員の定例会の席でも、事業概要を説明し、呼びかけなどをお願いしています。

住民の皆様から、告知面での問い合わせは特にありませんでした。

宣伝の面では、一つの販売拠点で約30分間、移動販売車を停車させ、販売を行う際には、のぼり旗を立て、とねりん音頭を流すことで、周辺の住民の方や散歩途中の通行人の方に販売車が来ていることがわかるよう配慮しておりますが、来られた方の中には、拠点だけでの呼びかけだけでは近くの人しか音楽が聞こえないし、人が集まらないよといったご意見がありました。

現在は、音量に配慮した中で、地域周辺を宣伝しながら巡回した後に拠点にて販売を開始するよう改善しておりますが、そのほかは宣伝方法等については特に問題はないと認識しております。

また、宣伝効果を高めるために、委託先のJAでもホームページに掲載しており、今後はツイッターを活用した宣伝などをお願いしているところでございます。

今後におきましても、来られた方からのご意見を大切にしながら、できる限り必要に応じ、改善に努めていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今回要望いただいたのは来られた方からのご意見ではございません。行けなかった方からのご意見でございます。

担当課にお尋ねしたいんですけれども、こちらの事業、1日の売り上げ、来客数はふえた方がもちろんよいと思いますけれども、そのお考えをお聞かせください。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、峯山議員のご質問にお答えします。

売り上げ、町のほうには直接入ってきません。委託先のJAさんのほうの問題だと思います。

そういったことで、売り上げにつきましては委託先のJAさんということで、お話が最初にあったときは、利益を度外視してでもやりたいという意向がございましたので、そういったことで総合的にJAさんをお願いしたという経緯がございます。

あと、運行の実績等ですけれども、売り上げですね、実際ここ20日まで、1月28日から7日間の集計値をちょっと出しているんですが、7日間の平均で申し上げますと、来客者数は45名、実際購入された高齢者の方、それが30、これは件数で1人2回買ったりしますので、件数で今35件、うち、高齢者等の方が31件、購入されたということで、売上額が7日間平均で2万8,328円というような状況です。

確かに、まだまだスタートしたばかりでございますので、いろいろ課題ございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、少しずつ改善しながら、また、新年度予算に、これからご審議いただくんですが、令和2年度は新しい車も用意して巡回したいと思っておりますので、それで少しずつ改善していきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） こちらの移動販売車ですけれども、担当課としては何回ですね、何日ではなく、何回帯同されましたか。移動販売車が各その拠点を回って販売するときの、実際その現場に何回携わったかという質問でございます。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） 一応、かかわった人、大体4人ぐらい行ったり来たりして、大体2人ぐらいで行ってまして、業務の関係で1人ということで現場に行っておりますが、ただ、実際、一巡だけですね、ワンクールっていうんですか。4日間、2週間で火、木、火、木っていうところは職員が随行して視察へ行っていました。

そしてまた、せんだって、県の地域振興課のほうの職員の方も、課長さんもお見えになりまして、一応現場を見させていただきということで、現場を見て、そのときに同行しました。そのときは2カ所、早尾台と羽中を見たいということで、ちょっとお忙しい中、来たというような状況でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 1点気になるのですが、この買い物の支援事業、JAからは売り上げ度外視でもいいからというご提案だったと、先ほどおっしゃいましたけれども、この事業は誰のためのもののでしょうか。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） こちらは地域の私ども特性と申しているんですが、買い物支援事業っていう事業自体は、山村とか、そういったことで、本当にお子さんからお年寄りまで対象とすべきところがございます。

ただし、福祉課で特徴として申し上げたいのは、高齢者等ということで、60歳以上の方ですよね、そういった方とか、あと、障害者の方で近くまで歩ける方をターゲットとして、目的としまして販売をしているというようなことです。

また、大型スーパーとか、そういったところ、あと、商店とか、なるべく離れたところに拠点を設けているということでございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） こちらの事業は、買い物に行くことが難しい方を対象とされている事業だと誰もが理解していると思うんですけども、それならば、やはりJAの売り上げを度外視してでもという発言はよろしくないわけなんですね。

どうしてかと言いますと、物を売るということは絶対に利益が出てきます。それを上げるための努力として接客サービスをしなければいけなくて、商品もよりいいもの、多くの方が手に取って見て、ああ、欲しいな、買いたいなと喜ぶようなものも備えなければいけません。

しかし、売り上げを度外視となってしまうと、やはりサービスの面、そして消費の面でやはり下回ってしまうのかなという思いがございます。

そこでお尋ねいたします。

この事業を始める前に、利根町のスーパー2軒、3軒ですかね、ございます。そして、個人商店も何軒かございます。そちらの方たちと何か意見交換をしたりする機会というのは設けていたのでしょうか。もし設けていたら、その回数もお願いいたします。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） 率直に言いまして、この事業は今年度、秋口に話があったということで、当然、予算の関係とか、関係区長さんと関係区長さんとかの話、ご意見をいただきながらするという、あと、実際にPR、実際その方法をどんなふうにするとか、そういったことでちょっと急ピッチでやらせていただいたという経緯がございまして、ほかの大型スーパーさんとかに行って交渉したというような時間も、はっきり言ってございませんでしたので、行っていません。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） また気になる答弁がございましたので、質問させていただきます。

急ピッチでということなんですけれども、先ほどお話ししました、どなたを対象とした、誰のための事業なのかということを考えれば、買い物に行くことが難しい方のための事業でございます。

要するに、地域からこういうものが需要です、やってほしいという要望があるからこそ、マーケティングリサーチをして、どこに、何が需要で、どのような方たちが何人いて、どこでやるべきなのかというのを徹底的に調べたあげく、やらないといけないという状況に追い込まれてやるのではないんですよ。もっと時間をかけて、準備を整えて、完全に、住民の人たちが満足いく状況にしてからやるべきだと私は考えております。

しかし、早くやるに越したことはないという考えももちろん存在します。なぜなら困っている方がたくさんいるからです。困っている方のためにも早くやらなければいけないというのは重々承知しております。

しかし、やはり利根町、どんどんお店が減ってきています。個人商店、これ以上減ったら困ります。利根町にある3軒のスーパーも、もし閉店されてしまったら、近くの方たちは困ってしまいます。そこで、私は、先ほどの質問させていただきました。個人商店、スーパーに相談をしたのかどうかと。

この移動販売車は、日本全国各地域で行っていることはご存じだと思います。この移動販売車の事例について、今インターネットが発達しますのでパソコン一つあれば幾らでも調べることができます。何件ぐらい調べたのでしょうかお尋ねします。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、峯山議員のご質問にお答えします。

インターネット普及してしまっていて、これは全国の状況が、産業経済省だと思ったんですが、まとめて出ていると思います。そこで、見させてもらいまして、いろいろな部署、企画部門とか、経済部門、あと、うちの福祉関係とか、いろいろなところでやられているような事業ということで情報をいろいろと入手しました。

そしてまた、その事業名もさまざまな、配食サービスとか、いろいろな、高齢者の方に特化したサービスの情報がたくさんございまして、件数はちょっと今、資料ないんですが、相当な事業を全国で展開されていると認識してございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 私は、今まで四国や中国地方に住んだことがございますので、実際にこの移動販売車というものは目にしております。

また、自分自身、ハローワークに行き仕事を探したときにも、この移動販売車は地方に行けば行くほどたくさん求人がございます。特に、四国、徳島県のとくし丸は有名です、いい意味でも悪い意味でも有名です。

この移動販売車はやはり地域によって特性がございまして、さまざまな事業名がありますし、形式もさまざまです。だからこそ、昨日の一般質問の中にもございましたSDG

s, 持続可能な社会をつくるということを考えれば, やはり利根町に存在する三つのスーパーと個人商店を大事にさせていただきたいという思いがすごく, やはり強まってきます。

本当に, この移動販売車は多くの地域がやっております, 中でも特色として, まず一つ挙げられるのが利根町と同じJAです。そしてもう一つ, 地域のスーパーと連携をして, スーパーから車を出してもらって, 実際スーパーにやってもらう方式, そして, もう一つは商店街, スーパー, その地域にお店を出している人たちが協力し合って事業を行い, 行政はそれをサポートするという方式がございます。

JA, 契約年数とかもあると思いますので, 次の契約の期間のときに, もう一度, 利根町の持続可能な社会をつくるという観点から, どのような方法が利根町にとって一番いいのか, 一度考えていただけたら幸いです。

では, 続いて, 最後四つ目の質問に移らせていただきます。

最後は中田切とニュータウンの冠水問題について質問させていただきます。

昨年10月に起きた台風被害の一つに, 中田切とニュータウンの冠水がございます。こちらの冠水, 私は利根町来たのはまだ2年ちょっとですので, 地域の方に話を伺いました。すると, もう本当に何年も何十年も前からこの地域は冠水することで有名なんだよという話でした。

この問題, その地域に住んでいる方たちにとって死活問題です。家に入ることもできなければ, 車を家から離れた場所にとめなければ壊れてしまう危険もありました。この問題が放置されたままどうして解決できていないのか, また, この問題は, いつまでに解決できるのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 中田切地区とニュータウン地区の冠水についてのご質問でございますが, 以前から中田切地区とニュータウン地区では台風以外の雨でも冠水していたことから, 平成18年度に, 北側の排水路と南側の排水路の合流地点の排水路を大きくする改修工事を実施いたしました。

それ以降, 新利根川の機場ポンプの強制排水を併用することにより, 通常の雨では冠水することがなくなりましたが, 台風などの大雨では新利根川から逆流しないように機場のゲートを閉鎖し, 新利根川に強制排水するわけですが, 新利根川が満水なため強制排水する水量を制限するようになることから, ニュータウン地区で冠水してしまうわけです。

根本的な冠水問題解決に向けての対策としては, 利根町の雨水排水の最終放流先である新利根川の放流能力の向上が重要と考えております。このことから, 新利根川を管理しております茨城県に排水機能と調整地機能の向上について引き続き要望してまいります。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 今現在, 県に要望されているということでございますが, この冠水問題を解決しないと, またこの地域の方たちは来年も台風が来たときに, 同じように困

ってしまいます。ご高齢の方は外に出ることもできませんし、ご高齢の方でなくても家を出た瞬間に水があふれていれば扉をあけることがやはり困難になってきます。そして、車が故障するという危険もありますので、県に要望しているのは理解しました。しかし、やはりこの問題は、利根町で起きていますので、可能な限り早く住民の方たちに安心をしていただきたいと思っていますので、利根町として、いつまでにこの問題を解決できるとお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、峯山議員のご質問にお答えいたします。

町内の道路冠水について答弁させていただきます。

昨年の台風21号に伴う大雨の際は、ニュータウンの一部地域のほか、中田切、羽中、中谷及び新利根川と豊田南用水と沿って走る農免道路でも道路の一部冠水を確認しております。

状況的には、新利根川の水位は、10月25日15時ごろから、惣新田の三夜橋に設置されている水位計でT Pの2メートルを超えていました。T Pとは東京湾の平均海面をゼロとする基準の高さでございます。その後、ピークのT P 2.08を迎え、翌朝まで継続していたとのデータがございます。

新利根川の水位がT P 1.9メートルを切る状況になり、流下すれば、ほとんどの道路冠水は収束に向かうと考えますことから、町全体での抜本的道路冠水の解決策としましては、新利根川の流下能力の向上を図る新利根川の改修事業の継続を引き続いて要請していきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 抜本的な問題解決として新利根川の流れがよくなれば排水がスムーズにいくので冠水がなくなるという答弁でしたけれども、実際、私はこの工事中の現場に行っております。重機が置かれていて、人がいない状況が結構多いんですね。いつまでにこの事業、県はやってくれるのかな、竜ヶ崎の道路工事事務所ですけども、いつまでにやってくれるんだろう、どうしてきょうは作業していないんだろうと、すごくやきもきしてしまいます。

あと本当に半年で、台風が恐らく来ます。大きなものがまた来るでしょう。それまでに、県は、この事業を完成まで持っていけるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

今、峯山議員がおっしゃっていた重機が動いているというのは、私の認識ではメ切橋下流の新利根川と豊田南用水の合流地点の河道の堆積土砂の撤去作業を確認したのかと思っております。（「惣新田の裏だよ」と呼ぶ者あり）惣新田裏です、済みません。そちらの場所です。これは引き続いて、その下流まで、何か水回りの関係もあって、今進めている

段階だと思っております。

それから、今、改修が終わる時期というような話だったと思うんですけども、この新利根川改修の整備促進に関しましては、利根町町議会でも冠水対策特別委員会が設置されて、平成24年8月30日に、竜ヶ崎工事事務所長に新利根川河川改修の整備促進の要望が提出されております。その後、第2調整池の整備、平成26年からは1池と2池間の暫定的河道掘削が進められておりました。こちらが整備のほうになります。

現在、その改修工事が平成29年だと思っておりますけれども、休止状態と見受けられますことから、昨年の秋には、台風時に利根町地内の新利根川の浸水状況写真をもって改修事業の継続を要請しており、再開されるのを待っているような状況でございます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 繰り返し質問させていただきます。

県の事業をやはり待っているだけでは、半年で、また台風が来ます。このような問題がまた起きる可能性があります。

住民の皆さんに安心して、困ることのないように暮らしていただくには解決しなければいけない問題だと考えております。

この県の事業が完成するに当たって、やはり期間がありますよね。その完成するまでの間、利根町はただ待つだけなのでしょうか。それとも、要望書を出す以外に、実際実務として、現場レベルで何かやれることが一つでも、少しでもあれば教えてください。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 先ほど町長の答弁でもありましたように、平成18年に改修工事を行っております。

その前に、平成17年度に、ニュータウンの冠水に関しまして委託しまして、解決策として、どうしたらいいのかと委託を行っております。

その結果、平成18年度に行いました合流地点を大きくする、排水路を大きくする工事を行って、そのほかに、先ほど町長の答弁にもありました新利根川にある機場ポンプのポンプを併用して対応することが1番目の策ということで、現在そういう形で行っております。

先ほど町長の答弁にもありましたように、ゲートを閉鎖して機場ポンプで強制排水するわけなので、それ以上の機能が新利根川にないと、町としては手をつけられないような状況であります。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 台風の影響では、また、私たちも、これは心配しております。できることと言えば、やっぱり要望と、議員の皆様方とともに、そういうことをやっていく以外にない。町民の皆さんが新利根川の周りに土地を持っていますんで、そういう人の参加もしていただかなきゃならないということでやっています。

実は、機場のポンプも、あの雨では50%しか機能果たしてないんですよ。閉めて、排水

ができないために50%しか動かせないという事情がある。あれを100で動かせれば、全開で動かせれば水は引くと思うんですが、新利根川がいっぱいになっちゃうということで。

計画としては、学校橋と言えはわかると思うんですが、あそこまでの土地の遊水地の計画がありますけれども、下曾根の人たちの遊水池、基盤整備にも入らない、何十年もここは県の計画に載っていますので、そういう苦勞もあるわけです。

ただ、立木のあたりで工事がストップしておりますので、あそこを広げていかないと、機場のポンプを100%動かせないということで、できることと言えば、やっぱり議会の皆さんとか町の執行部としても一緒になって県のほうに働きかけをすると、していかなければ完成はしないのかなと思っております。ぜひ一緒に行動してください。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） はい、行動しております。県にも行ってきました。県庁から予算説明を受けております。

この河川事業、県は来年度、令和2年度予算計上10億円以上つけています。しかし、その数は56件なんです。56カ所の中で10億円なんです。

では、利根町のこの新利根川に一体幾ら回ってくるんでしょうか。そのことを確認したところ、この3月の議会、県議会で予算案が議決されなければ、はっきりと具体的な数字は言えないと言われてしまいました。

そして、先ほど、平成何年かにいろいろな工事やっていますという話でしたけれども、それは過去のことでございます。未来に向けて、どう解決するのか。住民の方たちは困っています。今現在のこの状況だと、結局県が動いてくれなければ、この中田切とニュータウンの冠水、地域住民の方たちは我慢しなければいけないということなんじゃないでしょうか。未来に向けて、本当にやれることはないのでしょうか。

行政と議会議員が一緒になって、やっていきたいと思いますとお話がありましたけれども、だからこそこの場で私は質問しております。本当に困っています。未来に向けて、何かやれることはないのでしょうか。

過去ではないです、過去にやったことではなく、未来です。今後、利根町がやれることは、何か一つでも、要望を出すだとか事務レベルではなくて、実際に行動としてやれること、町民へのボランティアだとか、土地を持っている人たちに協力を仰ぐではなく、やはり公務として、自治体として、住民福祉として、役場の皆さん何か一つでもやれることがあれば、お答えください。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

県議会の中でも、町と県は協力して、適切に役割分担をしながら効果的な治水対策をできるよう取り組んでまいるということで、土木部長さんが回答していると思いますので、町も県も協力しながら、新利根川の問題は解決したいと考えます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 約半年後、次の台風が来るときには、利根町に暮らす方たちは安心して暮らすことができるのでしょうか。

実は私、この利根町に来たときに、ある方から、ある方と言っても3名です、3名の方から、この利根町は水害がないから安心してと言われました。四国に住んだとき、真後ろに川があり、水害がありました。とても怖かったです。

そして、利根町に移り住んでくる前に進んでいた広島県三原市では、実際利根町に来た1カ月後に大型台風が中国地方を襲い、スーパーなど全部2階まで埋まってしまうほどの大洪水でした。だからこそ、水害問題は本当に怖いと感じております。

ぜひ、次の台風のとくに、この冠水する地域の形が安心して暮らせるように最大限の努力、そして活動、それをお願いしたいと思います。

この問題、次の台風が来るまでに解決することができるのかどうか、最後に、この質問で終わらせていただきます。ご回答お願いします。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

新利根川の改修、水位の問題が一番重要なことだと思っておりますので、それがこの秋、半年ぐらいで解決できるような事業ではないと私は考えます。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） この事業があと半年で終わらないということは、また同じような問題がこの夏起きる可能性があるということによろしいのでしょうか。もし、そうなのであれば、起きたときのための対策を総務課と一緒にあって防災という観点から最大限の支援をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） ニュータウンの冠水、ニュータウンばかりではないですけれども、台風でも相当の雨量があった場合の冠水でございます。通常の雨では冠水という状況はございません。

防災という立場から言えば、例えば自宅が冠水しそうであるというような場合には土のうをお配りする、配るっていう行動を行っておりますので、今後もそういう形で対策をしていきたいというふうに考えております。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。

再開は午後1時30分とします。

午前11時55分休憩

午後 1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

11番通告者， 8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 11番通告， 8番井原正光でございます。一般質問を行います。

中国湖北省から発祥されるとされる新型コロナウイルスが世界中に拡大をしています。

私がこの質問を考えたころには，まだ世界中に流行をしようとしていたときでもございました。

2月の初め，日本に寄港し，横浜港に停泊したクルーズ船，ダイヤモンド・プリンセス号の乗客を厚労省職員が検疫を行ったことからニュースとなり，毎日報道されているところであります。

2月3日から検疫官が乗り込んで，乗員，乗客計約3,700名の健康状態など聞き取り調査を続けました。

船内に最大14日とどまっていたと。その時点で，安倍総理大臣は，乗客，乗員の健康状態，その確認を最優先としつつ，感染拡大防止に向けて万全の対策を構じると発表いたしました。国民の不安を払拭する，抑える声明だったと思っております。

乗客，乗員の人数もだんだんと明らかになり，乗客2,666人，乗員1,045人，56の国と地域の人が乗船していることも報道されました。

この中で，273人分の検体を採取し，検査。結果が判明，31名のうち10名が陽性だと発表しております。

以下，いろいろなことがあるんですが，それは省略いたしまして，一方WHOは，パンデミック，世界中に流行しないということで発表いたしました。このときは，まだ五大陸のうちに，アフリカ大陸が発症者がいなかったものによるものでございます。

しかし，この発表は，その後，このテドロス事務局長が中国幹部と会っていることから，いろいろな物議を醸し出しているところであります。

その後も2月28日，現時点では，パンデミックに当たらないと，強力な措置を講じればウイルスは封じ込めることが可能であるというふうにおっしゃっておりますが，一方，アメリカの疾病予防管理センターCDCはパンデミックの可能性はあるというふうな発表している，大変世の中が混乱している状況でございます。

さて，ところで，今世界の感染者は9万人を超えております。1,000人を超えた国が5カ国，中国，韓国，イラン，イタリア，そして日本であります。テドロス事務局長は，この5カ国を名指しで懸念を表明しているわけでありまして。

このような中で，日本国内では感染者が広がり，今や1,000人を超えております。亡くなった方も12名を数えております。病状があっても検査されず，医師に相談しても，保健所に相談しても受け付けてくれない。症状がある人にとってみれば，毎日毎日不安でどうしたらいいのか，そういう不安な日が続いたというふうにご報告されております。

湖北省に行った、あるいはまた渡航者、ダイヤモンドクルーズ船に乗っていたと、その縛りに始まって、今度は接触感染者にあった人、いわゆる重症者のみがPCR検査を受け、これらの状況の中、どんどん、毎日のように全国どこかで陽性患者が発生しているところでございます。

このコロナウイルス、対応が一番難しいとされております。症状は軽いんですけども、その対応が非常に難しい。国会議員なんかでも、当初は余り心配することないよと、軽いウイルスなんだからというふうに言っていたのも、騒ぐことないよというようなことを言っていたのを私も聞いております。国会においても、このように軽く見たのが多く広めた一つの原因なのかなというふうに思っております。

昨日も実は私、これちょっと書いておいたんですけども、今度は足立区で、10歳未満の子供2人が感染したというようなニュースが流れました。そういうことで、きのう新たに38人が新型に感染したということで、1,055人が感染者となったというふうに発表されております。

確実に感染は広がっています。茨城県では感染者が発見されていませんけれども、大変私はいいことなのだなという、そういう思いと、また、なぜかなという思いがあります。魅力のない県だから、人が誰も訪れないからそうなのかななんてうがったりはしていますけれども、実は3月5日の茨城新聞を見て、その考えも薄れました。

県内の新型コロナウイルス感染の有無ということで、3月5日付茨城新聞に載っておりました。

ウイルス感染は延べ187人が受け、いずれも陰性だったと。要するに感染者がなかった。保健所の相談窓口を通して医療機関を受診、医師の判断でウイルス検査を受ける。検査は遺伝子を増幅して解析するPCR検査、県衛生研究所が検体を受け取って実施しているということが載っておりました。

ということは、県では重症患者のみしか検査してないんですが、茨城県では、要するに軽症者も、そういう症状が見られる方も、このPCR検査を行っているのだな。だから、発症者が少ないのかなと、このように私は理解をいたしました。

県疾病対策課によりますと、県内の検査は、ことし1月26日に始まり、3月3日までに187人分243件の検査を行い、全て陽性者はなしというふうなことでございました。

また、クルーズ船、ダイヤモンド・プリンセス号の集団感染で、県内の感染症指定医療機関に入院した患者21名の陰性確認、要するに感染してなかったという検査も延べ84回実施したというふうに記載しておりました。

そういうことで、大井川、我が茨城県知事は、3月3日の県議会の答弁の中で、本県は医師が必要と認めたケースは全件検査を実施しているというふうに記載しておりました。これは全く、国で行っているというか、厚労省で行っている体制とは全然違う、その体制であります。テレビニュース等で見ていると、保健所に相談しても、厚労省が壁になって、保健所から断られ、あるいは医師からも断られ、どうしていいのかという声が多いという

ふうに報道されているところでございます。

こういう軽症者の人たちのたらい回し、それが混乱と、あるいはまた、このPCR検査をしなかった、そういうことが感染の拡大をさせたのかなというふうに私は思っておるところであります。

厚労省は、今度、新型コロナウイルス検査について、3月6日から、きょうから公的医療保険の適用対象とするというふうに述べております。発症する患者の自己負担は全て公費で補填すると、要するに政府が持つんだよというふうな記事でございました。

先ほど私が申し上げた茨城県では、もう1月26日から既にお医者さん、あるいは保健所に相談された方、それは全て検査を受けているということなんですが、そこで、ちょっと疑問があるのは、茨城県では、この厚労省の壁はどのように扱っていたのかな。また、それまで、今まで受けた、きょう以前に受けた方々の費用はどうなっているのかなというふうな疑問があります。

これは、担当者のほうでも把握していると思うんで、後でお答えをお聞きしたいと思っております。

きょうの新聞なんか見ますと、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、新たな水際対策として、感染が広がる中国、韓国両国からの日本人を含む入国者の全員に対し、自宅や宿泊先などで14日待機するよう要請する方針だというふうなことが載っておりますし、また、このほか、中韓両国、要するに中国、韓国両国の発行済みのビザ、これは全て効力を停止させるというふうな報道も載っております。今まで、中国や何か一部の地域だったんですけれども、今度は全体に広めたというふうなことでございます。

それからまた、軽症だ、軽症だというふうなことで広まっていたこのコロナウイルスなんですけれども、きょうのテレビなんか見ますと、これは中国のほうからのニュースなんですけれども、大変、重い病気なんだなというのが理解されるかと思えます。

新型コロナ感染者は、心臓病や脳に異常を来すんだと。これは日本の医師も、この報告を見て、重症肺炎から全身の炎症、さらに多臓器不全となり、亡くなるのはウイルス性肺炎ではよくある経過なんだが、それがわかっただけで大変貴重な報告であるというふうに、このお医者さんは述べておるのをお聞きいたしました。

さて、それでは、このような中で、当議会ではどうかということでございますけれども、これほど、国内はおろか、世界中を感震させている新型コロナウイルスなんですけれども、大変残念ながら、私1人の質問者となってしまいました。しっかりやりますので、何か気がついたところあれば、これも質問しろよと言っただけで大変ありがたいなというふうに思っておるところでございます。

そういう中でありますけれども、町当局がいち早く対応してくれたことが救いなのかなというふうに思っております。

感染によって亡くなられた方に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家

族の皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、これまでの町の対応、また、これからの処置について、これからも流動的ではありますけれども、お聞きしてまいりたいと思います。

利根町もパスポート取得が容易になったこともありまして、その取得者も多く、海外渡航者が多いわけです。特に中国大陸っていうのは、風光明媚なところで人気があります。今回は要注意の観光地となりましたが、そこで、まず、県からの情報とはどのようなものか、お聞かせください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、井原議員のご質問にお答えをいたします。

県からの情報、指導はどのようなものかとのご質問ですが、中国湖北省を中心に感染の拡大が見られている新型コロナウイルス感染症は、世界各国、日本国内においても感染者が確認され、感染拡大防止策が講じられているところでございます。

国からは新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインという形では示されておりましたが、2月1日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症及び検疫感染症とする政令の公布と相談窓口の設置、相談、受診の目安を踏まえた対応などについて公表されております。

また、2月25日、国の対策本部から新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されました。これには患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑えるため、国、地方公共団体、医療機関、事業者、そして、国民が一丸となって感染拡大防止対策を進めることが示されております。

主な内容として、手洗い、せきエチケット等の一般感染症対策の徹底、感染への不安から、適切な相談をせずに医療機関を受診することは控える。風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、イベントの開催は会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を検討するよう要請するなどでございます。

次に、海外渡航者に関する県からの情報、指導についてですが、こちらにつきましても県独自の指導はございません。

国の対応としまして、出入国管理及び難民認定法を適用し、渡航者の入国制限として、上陸の申請日14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行地域に滞在歴または居住歴がある者は入国制限がされております。

なお、町の対策としましては、WHOの緊急対策宣言と国内での新型コロナウイルス感染症の確認がされたことを受け、利根町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じ、令和2年1月31日午前9時に利根町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

また、2月3日に第1回対策本部会議を開催し、職員による情報の共有を図るとともに、町民への正しい情報、各自に取り組んでいただきたい感染症対策、相談窓口などの周知を

図るため、職員によるチラシの配布をすることを決め、2月5日から7日にかけて全戸配布をいたしました。

現在、県内や町内の感染者はおりませんが、不測の事態に備え、常に最新情報の収集を行い、迅速な行動をとれる体制を整備してまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ただいま、町長のほうから答弁がございました。

1月31日に、町の対策本部を設置して、2月5日から3日間かけて、この「利根町の町民の皆様にとってほしいこと 新型コロナウイルス感染症について」という、このチラシを配布した。大変お疲れさまでございました。素早い対応であったということで喜んでおるところでございます。

ところで、ちょっと突っ込んでお聞きしたいと思います。

この対策本部、この構成についての構成メンバーを教えてくださいませんか。誰が本部長で、それから、ただ本部だけつくったんじゃなくて、いろいろ班を分けて、班を編成してやったのであればそまでお聞かせください。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員の質問にお答えさせていただきます。

第1回目の対策本部会議は、2月3日に開催しております。

この構成メンバーですが、本部長は町長とし、副本部長が総務課長、教育長となっております。

そして、その構成メンバーは、全課長及び局長、室長含め、国保診療所の中澤医師が入り、合計21名の構成メンバーとなっております。

班として分けたわけではなくて、全体会議を設けました。新型インフルエンザ等行動計画には、本部会議として、先ほど申し上げました構成メンバーが集まる対策本部、プラス危機管理部と危機対策班という枝分かれの班がございますが、今回はまだ町内、県内にも発生していない、なおかつ、茨城県も対策本部を立ち上げていない状況でしたので、今回は対策本部として全体会を設けました。

もう1点、危機管理部というのがございますが、部長が私、保健福祉センター所長、副本部長が総務課長、部員として、学校教育課長、福祉課長、環境対策課長、税務課長、この、6名で1回会議を設けまして、今後の対応について、細かく話し合いを設けた時間もございました。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、お聞きいたしましたら、その本部そのものの設置は早いんだけれども、何か内容が整っていないような感じがしますね。

管理職全員で、あるいは局長で構成された、それはいいですね。本部長は町長、これは

当たり前、副本部長が総務課長と教育長と言いましたか。話を聞いていると、これは専門職が誰もいないじゃないですか。医療専門職、何で中澤医師を入れないんですか。本来であれば、中澤医師を副本部長にして、その体制を整えなければ、予防という観点から、専門の意見が聞けないじゃないですか。あなたはそれで大丈夫なの、医療面で。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 井原議員のご質問にお答えいたします。

なぜ、医療職の専門職である医師が入っていないのかというご質問ですが、先ほども申し上げましたが、対策本部の部員としては構成メンバーに入っております。入っております。

もう一度申し上げます。副本部長は町長、副本部長、教育長、総務課長、本部員といたしまして、各課、室、局の長及び利根町国保診療所長となっております。構成メンバーには入っております。

ですが、本部長は町長である、これは町の取り決めに最終的に決めるのは町長であるため、町長が本部長になっております。中澤医師には、毎回本部会議をお願いした際に出席のほうをお願いいたしましたが、診療中であるということで、そのたびごとに協議する内容を先生から意見を頂戴して、代弁するという形で私が申し上げております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今も申し上げましたように、やはり副本部長にその医師を入れて、ちゃんとした医療面を皆さんにアドバイスしながら、全体の中で、それを認識して、それを発信するっていうのが私は一番いい方法だというふうに思っています。

この前のインフルエンザのときも、それを思ったんですけども、あのときは言わなかったんですが、今回のコロナとインフルエンザと全然別のもんですから、今回は特に医師を入れて、ドクターを入れて、それで、メンバーじゃなくて、副本部長として、その権限を持たせる。

ただ、知識がある医師をメンバーにして、その意見を聞くんじゃないで、その意見を実行させるような位置につけることが私は必要だと思います。じゃないと対策にならない。そのように、今、感じました。

国のほうでも、今回の新型コロナウイルスについての法律が、ごめんなさい、惣新田の田舎もんですから、言葉がはっきりしませんで、マスクとって、じゃ、しゃべらせてもらいます。後で拭いてください。

そういうことで、今回のこの新型コロナウイルスに対する感染予防は今まだ法律をつくろうとしておりますよね。先につくった、民主党がつくった、今さっき言った新型インフルエンザ等特別措置法ですか、これによって、今、対策を講じているというふうに私は感じましたけれども、これは、今のところ、国では、この法律によっての対策の設置は認めていない。いないですね。いませんね。

ですから、今、町でつくったその対策というのは、私は本来の機能を発揮しないというふうに、そういうふうに見ています。新たに新法ができた中で、つくっていただきたいというふうには私は思っております。

そこで、古い話なんですけれども、みんなある程度、時を過ぎると忘れちゃうんですね、人間は。私もそうなんですけれども、災害やなんかもそうなんですけれども、みんな忘れてしまう。

そういうことで、いろいろと以前のこういったインフルエンザと、あと二つぐらいあったかな、何かいろいろな法律がつくってあるようなんだけど、その都度その都度ウイルスが発生したときにこの新しい法律をつくって、予防法をつくって、その対応しているというようなことだろうと思うんで、今回も、この新法ができたなら、またぜひドクターを入れて、ドクターを上の方に格を据えて、はっきり言って、総務課長よりも、教育長よりも、私は診療所の所長のほうが知識があると思っていますから、医学に対しては。ですから、3人いたっていいじゃないですか、副本部長。

学校関係、あるいは行政関係、それから、もう一つは、今度は治療というか、医療というか、専門職から考えた場合の地位を。そういうことで、ぜひ中澤ドクターをこの中に入れてもらって新しい災害対策本部、感染症対策本部、名前はわかりませんが、そういうのをつくっていただけるのかどうなのか。そうすることによって、少しは安心すると思うんですよ。素人の集団よりも、ドクターが入ってんだということで、いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ご提言ありがとうございます。

もっともだと思しますので、次回から、そうしたいと思えます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それでは、そういう本部が設置したとみなして、これからお聞きしてまいります。

まず、幅広いんで学校、教育長、学校からお聞きしましょうか。休校になりました。それで子供たちの対応をちょっと細かくお聞かせください。保護者にも、もちろん既にもうお話しされていると思うんですけれども、全町民に向けてわかりやすいように、一つ、ご説明ください。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 感染症の拡大をさせないということを第一に私は考えました。25日、2月25日、国の基本方針が示されました。それを受けて、臨時の校長会を翌日に設けて、卒業式、あるいは卒業生を送る会、終了式、年度末の学校行事をどのようにするかということ、話し合いを持ち、卒業式、卒業生を送る会、終了式の行事の縮小ということを臨時の校長会で決定をしました。

翌26日には、また国のほうからイベントの中止要請、さらに、27日夕方には、安倍総理

より突然の3月2日からの春休み前倒しの休校要請、立て続けに要請がありまして、急遽、2月28日朝、町長初め町の部局、町当局、さらには11時から緊急の臨時校長会ということ設けまして、この対応に当たろうとしているときに、ちょうど県からこの臨時休校につきましては、県はきょうから、3月6日から完全実施というファクスが届きました。

右往左往したわけですが、3月2日、3日を準備期間として、当町利根町では3月4日から休校ということで町長にもご指示をいただいて、決定をした次第でございます。

長くなってしまいましたが、私としては、町長を初め町当局、学校長会との連携、さらには国、県からの通知、通達を確実にスピーディーに送付するという心をかけて、この1週間きております。

詳細につきましては担当課長からお話を申し上げます。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

まず、子供の預かりからお答えさせていただきたいと思います。

利根町の体制といたしましては、児童クラブの利用、こちらは3月4日から3月31日まで。時間は、土日、祝日を除きます午前8時から午後6時半までお預かりすると。この児童クラブに関しましては、従来どおりの該当者、両親共働きであったりですとか、祖父母、面倒を見る方がいないですとか、その児童クラブの利用条件に合致された方が対象でございます。

また、突発的な事情による児童、預け先がないという方に対しましては、3月4日から3月23日まで、祝日、土日を除きますが、月曜日から金曜日までの間8時半から4時まで、ご自分が通っている学校のほうでお子さんを預かり、先生が面倒をみるというような形で対応をとらせていただきました。

この期間設定、児童クラブが3月31日、また、学校での預かりが3月23日、日にちがずれているのではないかというご意見があろうかと思いますが、とりあえずは臨時休校日に対します町の措置ということでございます。3月25日からは、学校のほうはお休み、俗に春休みに入りますので、臨時休校に当たる子供の預かりということで決めさせていただいたところでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大体、子供の動きがわかりましたけれども、登録されていない子どもの申し込みがあった場合、これは全て臨時的に受け入れているんですか。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 井原議員のご質問にお答えいたします。

児童クラブのほうは、入級の条件としまして、両親及び同居家族が就労等により昼間留守家庭となる児童というふうに限定されておりますので、その条件に合うご家庭でしたら、児童クラブのほうに入級の申請ができるんですが、それ以外のお子様に関しましては、学

校のほうに、保護者からご連絡をしまして、それで、学校のほうで一時的に預かっていただくように、体制になっております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 両方、連絡を密にして、子供が漏れないように、それから、細かい話はすると時間がないんであれなんですけれども、いろいろ報道されているひとり親とか、あるいは勤務状態とかいろいろな細かい問題は、今、省きますので、一つ、その辺の対応を十分にとっていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

ちょっとだけ抜けていました。

教育長、休校中、臨時休校やっているんだけれども、この中では児童生徒に対する課題というのかな、春休みとか夏休みというのは前からあるから、ある程度、毎日やる課題というのはあるんだけれども、この辺の課題についてはどういうふうなことで子供たちに、急なあれなんで、どういうふうに対応したかな、その辺がちょっと心配なんですけれども、ちょっとお話し聞かせていただけますか。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 突然の休校、長い期間に及びます。その中で、利根町においては、月曜日と火曜日という貴重な時間がございました。その中で、各学校で学習のプリントを何枚か、忙しい中で用意をしたと確認しております。

教育委員会のほうから新たな教材を示すということはありません。各学校で、学年に応じた課題を、プリント以外にも、漢字ドリル、計算ドリルの復習とか、なかなか一日中、家にいて勉強ばかりというのめかわいそうなんです、適当な課題を出したと確認しております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 次に、財政課長、町の公共施設の扱い、来庁者というか、利用者というのか、その辺の対応はどのようにしておりますか。よくテレビなんか見ていると、入場者には、利用者には検温をするんだとか何とかなんて、こう額のあたりに何か押しつけてやっているようなんだけれども、ああいうのも含めて、細かい対応も含めてちょっとお話し聞かせてください。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、町のほうで何をやられているかということなんですけれども、各フロアに手指消毒液ですか、それを置いて、今対応しているということでございます。

現在のところ、検温とか、そういったのは実施しておりません。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） では、次に、福祉施設、町でやっている福祉施設はないんだけれども、民間の介護等の福祉施設も含めた中で、それは行政としてどのような指導というか、

したのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、お答えします。

新型コロナウイルス関係では、国の厚生労働省の老健局のほうから、県の介護保険担当課を経由しまして、各市町村の介護保険担当課宛にメールが届いてございます。

初めて届きましたのは1月29日、メールが届くごとに、町内の各高齢者施設等の施設長宛に、最新情報を転送をするような形で、いろいろ細かい点を書いてございまして、それを転送している形で福祉課のほうでは行動しています。

これまで、県を通じまして、14本の最新情報が届いておりまして、主な内容なんですけど、最初に届きましたのが、新型コロナウイルスに対するQ A、基本的な対応方法についてのQ Aでございました。

あと、高齢者の介護施設等における一般的な感染症対策についてまとめられました高齢者介護施設における感染症対策マニュアル改訂版というのが2019年3月に改正されたものなんですけど、その各事業所への周知、これもメールでもってアドレスが表示されまして、そのものを転送して周知に努めたという経緯がございます。

その後なんですけど、2月13日付で、日々の状況が変化しているんで、対応に当たっては、施設の職員が新型コロナウイルスについて、正しい認識を持つとともに、マニュアル等を通じまして、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう、引き続き努めてくださいとの社会福祉施設等への対応のお願いとか、あとは新型ウイルス感染症についての相談、受診、目安を踏まえた対応、また、社会福祉施設における感染症拡大防止のための留意点とか、細かな指示が出された、そういった内容の最新情報が届いてございまして、逐次メールを施設等に転送しまして、適切な対応をお願いしているといった状況です。

また、最近なんですけど、2月23日付で社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底についてということで、接触感染とか、飛沫ですね、飛沫感染など感染経路別の予防策とか、それから、病原体を持ち込まない、持ち出さない、広げないことへの配慮、また、施設職員の入所者との対応関係の注意点が示された内容のメールも届いています。

また、2月27日付けですが、茨城県の今度、保健福祉部の長寿福祉推進課長のほうから各市町村の担当課長宛に通知がございました。

国において、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う衛生用品ですね、マスク、消毒用アルコールですが、その不足状況を把握することになったということで、県内の状況を把握したいといった内容のものとなっております。

高齢者施設等における衛生用品の不足状況の調査でございまして、町のほうに来たのは、いろいろな介護施設の中でも、地域密着型のグループホーム以外の施設は直接県のほうが行うということでありまして、市町村には地域密着型のグループホーム、町内ですと3施設が該当するんですけど、その調査をお願いしたいという内容でございます。

現在、関係施設に対しまして、その不足状況の調査に当たっているところでございまして、本日6日なんです、県への報告期限となっております、きょう、その不足状況等を報告するようなことになっています。

ということで、施設への対応を支援しているというような状況でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 介護等福祉施設というのは高齢者が多いわけですね。それから、要するに濃厚感染する率が多いわけですね。ベッド、車椅子、食事、どうしても顔と顔が近づく。そういう意味で、十分に行政のほうが、町内にある民間、そういった整備については、県、あるいは国等のそういった通知をよく理解して指導していただくように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、診療所についてお聞きしたいんですが、診療所の検査体制、知事は、医療機関に来た、そういった患者については全て検査するというふうに述べておりますけれども、診療所では、そういう患者が何人あったのかちょっと聞きたいです。お答えください。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の質問にお答えします。

診療所では、まず、窓口の受診の患者さんの内容、または、問診票への記入していただき、発熱があった場合は、待合室での待機ではなく、自家用車の待機としております。

その後、医師または看護師による症状の聞き取りによりまして、その結果、発熱が37度5分以上4日間続いている方は、呼吸困難、倦怠感等の症状がある方は、国の目安に合わせ、帰国者・接触者相談センターである竜ヶ崎保健所に相談指示を仰ぐように説明しております。

また、診療所において、コロナウイルスの方とかそういう該当者は今のところありません。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、マスクがいろいろ不足しているということになっておりますけれども、診療所、要するに保健福祉センター等ではマスク、あるいはまた町では在庫しているのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） では、井原議員のご質問にお答えします。

マスク等については、診療所では、お薬を販売している会社のほうに注文はしているんですけれども、今のところ、納品はされておられません。

ただし、前回、マスク購入しておりますので、在庫的にはまだ間に合う体制なんですけれども、診療所で、患者さんで、診察したときマスクを持ってない方に関しては、その診療所にいるときは1枚しか販売しないんですけれども、1枚10円ということで販売してお

ります。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

保健福祉センターでは、感染症が蔓延した場合のために備蓄しているマスクがございます。感染症検疫用の消耗品の一部でございます。

そして、マスクの今、備蓄数ですが、8,560枚でございます。ただ、これは、議員もご承知の前の新型インフルエンザが発生したときの際の備蓄品でございます。

この枚数なんです、大きな、感染力が強い、毒性が強い、そういう感染症が発生した場合、町民、職員25%が欠勤、仕事に来られない場合を想定して、なおかつ役場の機能が維持できるために職員がつけられるためのマスクとして備蓄しているものでございます。

保健福祉センター、町内、役場に関しましては、今は、現時点では自分が持っているマスクをつけている、自分で購入しているマスクをつけている状況です。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今、狩谷所長が説明したとおりでございます、総務課としての備蓄は一切ございません。各職員が自分で持っているマスクを通常つけております。

狩谷所長が申し上げましたのは業務継続計画、要するに新型コロナウイルス、もしくは新型インフルエンザ等蔓延した際に、役所の機能がゼロにはできませんので、そういうときの職員が対応するためのマスクということで、備蓄でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、診療所のほうで不足しているというようなことなんですけれども、国の備蓄しているやつが今、放出していますよね。これは診療所には回ってこないですか。

それと、もう一つ、さっきの新型インフルエンザ、名前が、新型インフルエンザ等特別措置法によるインフルエンザのときは、保育所等が休みになったんだよね。今回は休みにならなかったのは何なのか、その辺の理由、それをお聞かせください。

それからもう一つ、一番先に私が申し上げた茨城県で、疑わしい患者さんについては全て検査したよと。ところが、きょうから国保適用になったわけなんだけれども、その以前についてのやつは、これはどうなのだろう。県費で、これは県会で聞かなきゃわかんないんだけれども、もし、利根町の患者さんがいた場合には、県で負担してくれるのだろうか。

あれは町長、町が負担すべきなんだろうか。今回のやつは、ある程度みんな公費という言葉が国で使っていることから、市町村でもやはりある程度支出はしなきゃなんないと思うんだよね。そういう意味で、この2点、ちょっとお聞かせください。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

保育所，認定こども園がなぜ休園にならないかといったことですが，保育所や認定こども園におきましても，厚生労働省のほうから，関係各課から頻繁に通達がありまして，町内各園へ最新情報の提供しているところです。

学校の臨時休校に関連しての保育所等の対応についてということで，厚生労働省からの通知では，幼児教育・保育施設については，保護者が働いており，家に1人であることができない年齢の子供が利用するものであることや，春休みもないなど，学校とは異なることから，感染の予防に留意した上で，原則として開所していただくようお願いしたい。ただし，園児や職員が罹患した場合，または地域で感染が拡大している場合は臨時休園を検討されたいとのことでした。

それから，茨城県保健福祉部子ども政策局からは，幼児教育・保育施設において，子供や職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等を取りまとめまして，幼児教育・保育施設に対して周知徹底をするように通知がありましたので，町内全園に周知したところです。

現在，町内の保育園及び認定こども園では，国及び県からの通知に従いまして，家庭との連携により，保護者にお子様の体温をはかるなど，健康状態の確認を行っていただきまして，発熱やせきなどの症状が見られるときは登園を避けるようお知らせしております。

また，県からの通知には，市町村においては，臨時休園や登園可否の要請等の判断を行うに当たっては県と十分に相談の上，規模や期間等も含め，保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

また，園の職員についても，出勤前に各自で体温を計測し，37.5度以上の発熱や呼吸器症状が認められる場合には出勤しないことということで通知されております。

それに従って，各園とも今現在開園していただいているところです。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） では，井原議員のご質問にお答えします。

国からは，マスクの売り渡しということで国は指示をしているんですけども，まず北海道優先ということになっていますので，まだ利根町の診療所としては，今，医療販売会社とか，購入で支給をしているんですけども，今のところ，診療所のマスク自体の在庫は500枚ありますので，1カ月ぐらいはもつんではないかということで思っていますので，一応そういうことで支給マスクのほうは購入ということで進めております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 済みません，無理を言って。今，子育て支援課長からいろいろ保育所等についてお聞きしたんですが，当時このコロナウイルスの発症したときには，そんなに流行しないだろうという，そういう安堵感と，あるいはまた，かかっても軽症だろう，軽症だと。若い人には余りかかかんないんじゃないかというようなことが言われており

ましたよね。

今回、きのう、これ、10歳未満の子供が発症したことによって、また国の対応が変わると思うんだよね。そういうことが予想されますんで、変わったら、即また町内のそういう施設に知らせてあげてくださいね。よろしくお願いしますよ。

時間が零分になりましたけれども、最後に、町長、2番、定例会最終日における町長の発言、何項目かあったら少しお答えください。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の質問で、検査費用ということで質問があったんですけども、先ほど説明不足で抜けてしまったんですけども、検査費用はあくまで国費になります。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議会最終日の今後の町政運営の参考にさせていただくと述べたことに関する内容についてのご質問ですが、議員の皆様は町民の代表としてこの議場におられるわけです。したがって、議員の皆様のご意見、ご要望、ご提案は、町民の方々の言葉として捉えておりますので、政策や事業に取り入れるか否かは別として、当然、今後の町政運営の参考にさせていただいております。

私は、ここに出席している課長だけでなく、ほかの職員も控室や事務局で、モニターを通して議会でのやりとりを拝聴しておりますので、職員もそういう思いでおります。

井原議員からの一般質問でございますので、井原議員のご意見を参考に配慮させていただいたものを一つ申し上げれば、専決処分を行わず、臨時議会を招集するということかと思えます。

専決処分を行うのは急を有する場合や、いとまがない場合など、やむを得ない場合もあると思いますが、臨時議会を招集するいとまがあるのであれば、今後もしもできる限り臨時会を招集したいと考えています。

参考までに、担当課長に述べてもらいますが、ここ数年、参考にしたものを申し上げます。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは、参考にしたものを幾つか読み上げさせていただきます。

一つは、防災士連絡会の設立でございます。それと、ただいま申し上げました臨時議会の開催、それと、出会い創出事業としての婚活パーティー、ちょっと細かいんですけども、中田切集会所前の、ちょうどこれは反射鏡の取り付けですね。それと、羽中地内の防犯灯移設、これは国保診療所の脇の福木から羽中に行っている道があるんですが、細い道、これ太い道ができましたので、そちらのほうに移設、それと、空き家バンクの助成金の交付などがございます。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質問が終わりました。
暫時休憩とします。再開を2時50分とします。

午後2時34分休憩

午後2時50分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員は11名です。
10番若泉議員から、所用のため退席するとの届け出がありました。
定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 質問いたします。

利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例，この条例において特別職の町長の給与，期末手当の改正案が出ております。現行の規定と改定案の規定では，その差額は幾らでございましょう。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 町長の期末手当の現行と改正案との差額でございしますが，年額で3万590円となります。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長は，議会のたびに現状の利根町の財政状況は非常に厳しいとおっしゃっております。また，町長に立候補するときにも，給与半額ということで，福祉車両の購入に充てております。

そういう認識の中で，多少でも上がる改定案を出すということは，非常に町長の施政方針というか，行政に対する姿勢に反するんじゃないかなと思っておりますが，いかがでございましょう。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） これは，私たちだけではなくて議員さんも上がりますんで，自分の意思とはというか，これは人事院で出てきているものなので，感じないところです。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 国の施策だと言いますけれども，町の条例ですから，町の意味で決定できるはずですけども，いかがですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 国でいう人事院，県でいう人事委員会等がございますが，これ置かない市町村，これは政令市指定都市を除く，ほぼ全ての市町村が該当すると思われませんが，人事院勧告に基づく国の基準に合わせないと，地方公務員法第24条に規定する国及び他の地方公共団体並びに民間事業者との均衡を図ることが難しいということから，国に準じた改正を行っているところでございます。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑が終わりました。

次に，1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。議案第5号について質疑させていただきます。

国家公務員の給料月額，期末手当及び勤勉手当の支給率等が改定されたことに伴い，国に準じて規定を改めたいとありますが，国に準ずる義務はあるのかどうかとか，伺います。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 義務があるかないかといえは，給与改定について国に準ずる義務はございません。

ただ，ただいま片山議員のところで申し上げたとおり，その基準に，国の基準に沿ってやらないと民間，もしくは他の地方公共団体との均衡がとれないということで改正を行っております。

○議長（船川京子君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） 先ほども出ましたけれども，人事院勧告の内容は把握されておりますでしょうか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 人事院勧告の内容を把握していないと条例改正ができませんので把握しております。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

次に，8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 8番井原正光でございます。議案第5号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について，3点ほど質疑をいたしたいと思っております。

まず一つは，給与改定について町長はどのようにお考えか，そういうことでございます。

もう一つは，県南議員大会で美浦村長から意見が出ました地域手当をどのように考察するか。ちょっとずれているかもしれませんが，我々議員は，この地域の議員たちと一緒に勉強会など行って，その中で首長なんかも来賓として来て，一つの問題として取り上げられましたので，どうなのかなということで，ちょっと上げてみました。

それから，もう一つは，町職員，行政職給料，今回の表ですね，この中での25，35，40，50歳の平均給料はどんなものかなど。特に，この前説明したときに，30歳前後のところを

厚く引き上げるというような何か言葉を、説明を残っているんで、ちょっとどうなのかな、その辺も、もしよろしければ、特に35、40ぐらいについては、このぐらい厚くなったよと。別のものであろうけれども、厚くなったよというようなことでご説明いただければありがたいなというふうに思います。

○議長（船川京子君） 井原議員に申し上げます。

議案第5号は、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、これは提案理由にもあるように、法改正に伴う条例改正です。地域手当は議案内容にはありません。質疑は議題の疑義を正すという定義です。したがって、執行部には、地域手当に関する答弁は控え、他の2点について答弁をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） それでは、井原議員の質疑にお答えをいたします。

給与改定について私の考えということでございますが、先ほど片山、峯山議員の質疑で総務課長が答弁いたしました。地方公務員法に規定する給与の均衡を図るためにも、国の給与改定に合わせた改正は必要であると考えておるところです。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 町職員の行政職給料表の平均についてでございますが、平成31年4月1日現在の年齢で、給料の平均で申し上げますと、25歳が改正前20万6,767円、改正後が20万8,267円で差額が1,500円でございます。

35歳が改定前23万1,660円、改正後が23万2,860円、その差が1,200円でございます。

次に40歳でございますが、改定前33万7,300円、給与改定後につきましては給与改定がございませんので同額となります。

次に50歳でございますが、改定前37万9,000円、先ほどと同様に給与改定がございませんので改定後はございません。同額となっております。

そこで、35歳から40歳の幅、給料の平均の幅がかなりあるんですが、これは中途採用、要するに前歴、前職を持った職員の採用、要するに20歳代ではなくて30歳の方を採用しているということで、平均給料のほうは下がっております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） この地域手当についての項目が除かれたのは残念なんですけれども、町長、もう一度突っ込んで、給与改定、その考え方、国に準じてやるのは、それはわかりますが、町長は部下、職員全部部下だよ。これが給料上がるんです、全部。

ですから、給料上がるということは、指揮能力を高めなきゃなんないでしょう。その辺の、やはり町長として何か考えがほしいなと思って、ちょっと質疑したんですよ。何か言葉が見つかったら、言ってみてください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 民間でも、こういう役場の中でも、給料が上がれば自然とやる

気が起こるもんです。よし、頑張るぞっていう職員がたくさんふえて、町民のために、これからいろいろなアイデアを出して働いてくれることを願っているところです。

人事院でも下がる場合もありますんで、給料が下がるときもありますので、下がるとき、の気持ち、上がるときの気持ち、人間ですから、上がったときには、私は、もっと働くぞっていう気持ちになってくれるのかなと期待しているところです。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ぜひ、こういう機会に、ただ上がることだけじゃなくて、やはり上がることについて、その士気を高めるために、訓示などのときには、ひとつそういう言葉を入れて士気を高められるようお願いしたい。お願いします。

終わります。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 私は、議案第5号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

3点ほど、質疑について提出したんですが、残念ながら、地域手当については言葉をいただけなかった。大変残念に思っております。

この地域手当、給料そのものは今、総務課長のほうからも話があったとおり、要するに民間企業との給与の格差の是正ということなんです。この地域手当についても、これは民間の水準を基礎とした当該地域における物価等を考慮した中で職員に支給する。いわば給料そのものを補完するものとして、これが設定されているというふうに私は理解しているんですよ。

だから、そういう意味では、そういう意味では、この改定に倣って、給与の条例の改正に倣って、これは付随しているものですから、ある程度説明はいただきましたかというふうに私は思っているんですよ。

特に、今回、美浦の村長から、我々県南議員大会の中で、来賓ですよ、片方は。来賓の方が問題点を指摘された点について、我々議員としてはやはりどういうふうに考えるべきか。やはりこれは問題にすべき点だと思うんですよ。

我々利根町については、3%でしたか、6%でしたか、何か段階が幾つかある中で、利根町は補完されているんですね、給料ね。ところが、美浦については、それがありませんよ。その理由が明らかじゃないですね。ただ、明らかじゃないんだけど、ただ一つわかっているのは、これは人事院の中で決められていることはわかっています。ですから、この給料改定と同時に議論されているわけです。ここに、表にはないけども。

そういうことで細かく言うならば、地域手当の額も変わったのか変わらないのか、その辺も説明がないので、私は、この条例に反対するということでございます。

理由は、地域手当、ちょっと外れるかもわかりませんが、この急に連動した補完する地域手当の説明がないということで、反対をいたしたいと思います。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

1 番峯山典明議員。

〔1 番峯山典明君登壇〕

○1 番（峯山典明君） 1 番峯山典明でございます。

議案第5号について、私は反対の立場で述べさせていただきます。

給与を改定すべきは一般職員の話であり、特別職はこの利根町において適切ではないと考えることから反対の立場をとらせていただきます。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

賛成する議員、もう一度しっかり起立していただけますか。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立同数です。議長は賛成いたします。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

質疑通告議員は5名です。

通告順に質疑を行います。

5 番石井公一郎議員。

○5 番（石井公一郎君） それでは、議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）、それで、歳入で10ページの款14項1目1節2の児童福祉費負担金2,884万8,000円の減額、これ全部、これいっぱい書いてあるんですけども、全部見ていくと、全体で約1億4,100万円の減というような大きな減額になっているわけであります。

これはこれだけ使わなかったから、町としてはこれだけの分を後で使えるからというようなことで、どう考えているのだからちょっとわからないんですけども、もっと早くわか

ればもっと有効に使えたのかなという気もするんですけども、その辺で、とりあえず全体を見ると、このような大きな金額が減額された。だから、当初でどのような積算をしてやっているのかなと、その辺が疑問に思うわけです。

それで、今、児童福祉費の負担金で話しましたけれども、入所者児童の減だと、節4の児童手当負担金についても支給対象者の減だと、このような説明を受けたんですけども、それで、今度は款14の項2目1節4の消費税引き上げに伴う交付金248万2,000円、これはプレミアム商品券、それだけなかったと。

それに款14項2目6の1の農林水産業費国庫補助金432万2,000円の減額、これは台風15号による。

それで、11ページの款15項1目1の節4児童福祉費負担金1,562万2,000円の減、これは見込みより減りました。

節5の5番、児童手当負担金126万2,000円の減というようなことで、説明するとき、歳入と歳出の絡みのあるやつは、説明は一緒に行ってください。

それで、款15項2目2節3医療福祉費補助金334万1,000円、これも見込みより減った。款15項2目4節1農業委員会補助金520万1,000の増、これについては遊休農地実態調査等の関係があると思うんで、農地利用、この辺についても、内容について説明してください。

節2農業振興費補助金240万円の減、これは機構集積協力金についても減額。

今度、歳出に入ります。

17ページの款2項1目7節19の負補交、報償費26万5,000円、これは土地利活用推進協議会委員謝礼、これを予算でもってでも実施しなかった理由について、お答えください。

ページ21、款3項1目1節20扶助費604万5,000円、自立支援給付費、それにページ23、款3項1目6節20の扶助費500万円の減、これは高齢重度医療給付費200万円、小児医療給付費300万円の減。

24ページの款3項1目10節11の需用費、これで、報償費で13万5,000円、これ趣味クラブ講師謝礼、1講座が開催されなかったと。これは当然先にわかってんだから、この講座がなくなって違う講座に振り込む向けることができなかったかどうか、その辺、お答えください。

ページ25、款3項2目1節3職員手当181万2,000円の減、これは時間外手当減、この理由について、こんな大きな181万2,000円、なぜこんな大きなやつが発生したか、この変詳しく言ってください。

それに、その下の50万円、時間外手当、これも減。

ページ、26ページの款3項2目2節19の負補交399万9,000円の減、これは一時預かり事業費補助金、節20扶助費676万5,000円の減、これは児童手当交付事業、これも見込みより減。1,886万5,000円の減、これは布川保育園594万1,000円、二葉幼稚園560万7,000円の減、大和幼稚園6,070万1,000円の減、管外幼稚園61万6,000円の減、地域型保育給付費支給事

業で、もえぎ野わかば保育園86万4,000円の減、この辺については、これも歳入との関係もあるんですけれども、なぜここに来てこのような大きな減額しなくちゃならないのか。

ページ43の款9項4目6の節8の報償費13万2,000円、13の委託料12万円の減、これは英語学習講師謝礼、外国語指導講師派遣事業委託、これは英語教室事業で25万2,000円の減。これは、前、町長がこれはボランティアでやっていきますよというやつで始まったと思うんですけれども、これはボランティアが来なくて、この金額、お金を払う、報償費で払うようなことでのせてあると思うんですけれども、これも今ボランティアを見つけているのかどうか。できればボランティア、町長の言うようにボランティアに展開していくのが一番いい方法かなと私は思います。（「8番」と呼ぶ者あり）8番抜けていた。済みません。申しわけないです。

ページ28、戻っちゃうんですけれども、款4項1目2の委託料で、13の委託料で247万1,000円、これは予防接種事業で説明では見込みよりも少なかった。

ページ29の款4項2目1の節11需用費で290万6,000円の減、ごみ袋、ごみ袋こんなに余らさなくても、つくっておけば、印刷しておけば処分はできるんだから、わざわざここで減額をすることをあるのかなと思って、その辺説明してください。

ページ31の款5項1目3節19負補交で467万7,000円の減、がんばる農業者応援事業、これは申請する人が少なかった。557万2,000円の減、担い手確保で、これは経営強化支援事業、この辺についても詳しく説明してください。

ページ35、款6項1目2節19負補交248万2,000円、これは通信運搬費で104万7,000円の減、プレミアム付商品券発行事務業務委託143万5,000円の減、これも申請が少なかった。

ページ41の款9項1目1節1報酬の172万2,000円の減、小中学校の非常勤講師報酬、1人の講師が見つからなかったと、これは学校の授業に支障がこれではなかったのか、この辺についてご説明してください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、補正予算書17ページにございます款2項1目7節19の学校跡地利活用事業で土地活用推進協議会委員謝礼26万5,000円の減額で、実施しなかった理由についてでございますが、旧東文間小学校の利活用につきましては、平成30年度に、小中学校適正規模・配置等調査検討委員会からの小学校の統合の必要性について答申を受けまして、新たに廃校となる学校も含めて利活用を検討していくことになりました。

今年度の当初予算計上時には具体的な検討方針が不確定な部分もありましたことから、利活用推進協議会を開催し、旧東文間小学校の利活用の説明を行う必要性も想定して当初予算に計上しましたが、土地活用推進協議会に諮る活用案件がなかったことから、開催に至らなかったものでございます。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、補正予算書11ページをお開き願います。

款15県支出金，項2 県補助金，目1 民生費県補助金，節3 医療福祉費補助金の補助金申請決定に伴う減額で334万1,000円の減額になります。

この申請内容は，平成31年4月から令和元年10月までの7カ月間の医療費の給付実績と，令和元年11月から令和2年3月までの医療費を推計見込み額を算出するものです。今回の減額の要因は，高齢重度扶助費で1件当たりの当初見込みより単価のほうが減額になっております。当初は6,320円で見込んでいたんですけれども，今までの実績でいうと1件当たり3,985円，2,355円の減額です。

次に小児医療給付費のほうなんですけれども，医療費の1件当たりの単価を同じなんですけれども，申請件数が当初見込みより1,485件少ないことによる減額です。

次に，23ページをお開き願います。

歳出ですけれども，款3 民生費，項1 社会福祉費，目6 医療福祉費の節20扶助費のうち高齢重度医療給付費が200万円の減，小児医療給付費が300万円の減につきましては，先ほど歳入でご説明したとおり，それぞれ1件当たりの単価と，また，小児の場合は申請件数が少なかったということで，これから冬ですので，医療費の伸び率も勘案して500万円の減額としております。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは，石井議員のご質疑にお答えいたします。

21ページをお願いいたしたいと思います。

上から6行目ですけれども，障害者サービス事業費です。

款3 民生費，項1 社会福祉費，目1 社会福祉総務費の20番扶助費で障害福祉サービス事業の自立支援給付費604万5,000円の増額についてでございますが，自立支援給付費ですが，障害のサービス提供事業者が国保連会に請求を出し，その後，国保連の審査を経て毎月支払いの請求がありまして，各市町村は指定の期日までに支払いを完了するという事になっています。

各市町村は，施設への入所支援費用や居宅介護サービス，就労支援等のサービスを利用する際の費用負担することになります。今回の604万5,000円の増額なんです。主にサービス利用者の増による増額でございます。当初予算では前年度の実績を勘案して2億2,854万4,000円，月平均にしまして1,904万5,000円を見込んでおりましたが，今年度，近年に例がなく，11月から2,000万円を超える支出，月平均で言いますと2,019万8,000円，その差115万3,000円になります。それが生じている状況です。そうしたことで今回増額するものでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、石井議員のご質疑にお答えいたします。
10ページをお願いいたします。

款14国庫支出金，項1国庫負担金，目1民生費国庫負担金の節，児童福祉費負担金で子どものための教育・保育給付費交付金2,884万8,000円の減額についてでございますが，これは東文間保育園，管外保育園の委託料及び布川保育園，利根二葉幼稚園，利根大和幼稚園，管外幼稚園の施設型給付費並びにもえぎ野のわかば保育園の地域型保育給付費の歳出の減による交付金の減額でございます。

東文間保育園につきましては，平成31年4月より2号，3号の利用定員を50名から60名へ変更いたしました。給付費の算定基準となります国の定める公定価格は園の利用定員区分により基本単価が変わります。基本単価は定員が少ないほど高くなり，定員が多いほど下がる仕組みとなっております。このたびの2号，3号の利用定員の減による区分変更により，当初の見込みより公定価格の減が生じたことに伴う減額分でございます。

管外保育園につきましては，当初の見込みより入所児童数が少なかったことによる減額でございます。当初見込み4名，実績見込み3名の1名減，年間の延べ人数で11名の減となり，それによる減額分でございます。

布川保育園につきましては，当初の見込みより低年齢児の入所児童数が少なかったことによる減額でございます。

施設全体では，当初見込み45名，実績見込み41名の4名減，延べ人数にしまして45名減でございますが，クラス年齢別に見ると，1号認定の満3歳児で1名減，延べ人数11名減，3号認定のゼロ歳児で4名減，延べ人数で53名減，1，2歳児で3名減，延べ人数にすると38名減となり，1人当たりの保育単価の高い低年齢児の減少により減額補正するものでございます。

利根二葉幼稚園につきましては，12月補正予算において，当初の見込みより保育を必要とする2号，3号の利用定員の増による区分変更により基本単価の減が生じたこと，各種加算状況の変更により1人当たりの保育単価の減が生じたこと及び当初の見込みより低年齢児の入所児童の減が見込まれることにより減額補正いたしました。12月補正予算算定時の見込みよりさらに低年齢児の入所児童数が少なかったことにより減額でございます。

低年齢児は途中入所の可能性が十分ございますので，予算時点で少なく見積もることは難しいため，補正で減額で調整させていただいております。

1号認定では満3歳児が12月補正時点で5名，実績見込みで3名の2名減，延べ人数とすると22名減，2号，3号認定全体では，12月補正時点で28名，実績見込みで25名の3名減，延べ人数にすると22名減，うち2名は1，2歳児のため，1人当たりの保育単価の高い低年齢児の減少により減額補正するものでございます。

利根大和幼稚園につきましては，当初の見込みより入所児童数が少なかったことによる減額でございます。1号認定全体で当初見込み37名，実績見込み32名の5名減，延べ人数

にしますと56名減による減額でございます。

管外幼稚園につきましては、当初の見込みより入所児童数が少なかったことによる減額でございます。当初見込みが4名、実績見込み3名の1名減、延べ人数にすると17名減による減額分でございます。

もえぎ野わかば保育園につきましては、当初の見込みより入所児童数が少なかったことによる減額でございます。当初見込み6名、実績見込み2名の4名減、延べ人数にしますと47名の減による減額でございます。

続きまして、節4児童手当負担金で424万2,000円の減額についてでございますが、これは児童手当交付事業の支給対象児童を前年の交付状況を踏まえた上で、当初、1,318人分を見込んでおりましたが、実績見込み児童が1,261人となり、約57人分の歳出減額となりました。

児童手当は支給額に対して国がおおむね6分の4、県と町がおおむね6分の1、財源内訳により支給しております。歳出の減に伴い、国庫負担金の減も見込まれることから、減額をするものでございます。

続きまして、11ページですが、款15項1目1民生費県負担金、節4児童福祉費負担金で、子どものための教育・保育給付費負担金1,562万2,000円についてでございますが、国庫負担金と同様に、歳出の減に伴い、県費負担金の減も見込まれることから減額をするものでございます。

続きまして、節5児童手当負担金で126万2,000円の減額についてでございますが、国庫負担金と同様に、歳出の減に伴い、県負担金の減も見込まれることから減額をするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の節3職員手当の時間外勤務手当の減額で、職員給与費で181万2,000円、子ども・子育て支援事業で50万円の減額についてでございますが、これは令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、今年度に限り、新たに補助金が制定されたもので、その補助項目において時間外勤務手当を計上できましたことから、令和元年9月補正で、子ども・子育て支援事業で無償化に伴う事務費として181万2,000円を計上させていただきました。その分を町の職員給与費から減額したものでございます。また、子ども・子育て支援事業で計上した時間外勤務手当181万2,000円のうち、事務の効率化等によりまして時間外勤務を減らすことができたため、今回50万円を減額したものでございます。

続きまして26ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節19負担金補助金交付金で、一時預かり事業費補助金399万9,000円の減額についてでございますが、一時預かり事業は国の子ども・子育て支援交付金交付要綱による人員配置等の算定基準に基づき交付をしております。当初見込みより補助基準対象となる施設が少なかったため減額補

正をするものでございます。

続きまして、節20扶助費、児童手当交付事業の675万5,000円の減額についてでございますが、これは児童手当交付事業の支給対象児童を前年の状況を踏まえながら、当初1,318人分を見込んでおりましたが、実績見込み児童は1,261人となり、57人分の減に伴い減額するものでございます。

続きまして、節20扶助費の施設型給付費支給事業1,886万5,000円の減額と地域型保育給付費支給事業860万4,000円の減額理由でございますが、歳入でもお答えしましたとおり、入所児童の減に伴い、減額するものでございます。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、石井議員のご質疑にお答えいたします。

補正予算書24ページをごらんください。

款3項1目10節11需用費、高齢者福祉事業報償費13万5,000円の減でございます。こちらにつきましては、保健福祉センターで60歳以上の方を対象としております趣味クラブの講師謝礼の減額ですが、当初予算していた講座のうち、一つの講座が講師の体調不良により未開催となったため減額したものでございます。また、開催中の講座も臨時的に中止となったものがあることから、減額するものでございます。

先ほど石井議員から、ほかに代えることができなかったのかといったご質疑がございました。これに関しましては、一つの講座で講師をしてくださっている20年来のカラオケ教室の、歌手の方、利根町在住の方がいらっしゃいまして、長い間この講座を引き受けてくださいまして、受講生も先生に会って楽しく歌を歌う、その時間を楽しみに来ておりましたので、先生とご家族とは調整を図っていたんですが、最終的には再開ができないということで、教室のほうは実施しなかったという理由でございます。

続きまして、28ページをごらんください。

款4項1目2節13委託料、予防接種事業、個別予防接種事業の247万1,000円の減額の理由でございます。

こちらにつきましては、高齢者のインフルエンザ、小児インフルエンザに係る費用の減額です。こちらは昨年よりも実施率は伸びています。ですが、予定額よりも達しなかったために減額するものでございます。

もう一つ、お子さん、乳児を対象とする個別予防接種の減額がございました。こちらは予定よりも出生数の減によるものでございます。年度当初、出生の予定は50名を見積もっておりましたが、この補正予算をつくった時点、12月現在で40名弱の出生であるため、約10名分の予算が不要となりました。

乳児の予防接種のうち4種混合、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンは各おのおの4回の接種が必要になります。ですが、単価が非常に高く、9,000円から1万2,000円のため、当初予

算と比較して、不用額が大きくなるということでございます。

また、日本脳炎におきましては、過去に接種の差し控えがあった年代の方がおります。特例接種という形で予防接種を勧めおります。個別通知を出したり、「広報とね」でお知らせはしておりますが、接種が伸び悩んでいるため、下方修正をして減額したものでございます。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、生涯学習課所管についてご説明いたします。43ページをお願いいたします。

款9項4目6生涯学習事業費の25万2,000円の減額につきまして、ご説明申し上げます。

まず、節8報償費の13万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては英語教室の実施におけます補助講師の報償費でございまして、2名のうち1名が見つからなかったことにより1名分を減額しております。

それで、先ほどボランティアというお話があった件なんですけれども、こちらにつきましては年度当初にはボランティアの方がいたんですが、現在のところはボランティアがおりませんで、補助講師の方に補助をしていただいているという現状になっております。

また、13番委託料の12万円の減額につきましては、英語教室、こちらのほうを24回の予定から17回になったことによります契約差金という形になっております。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） それでは、石井議員のご質疑にお答えいたします。

41ページをお願いいたします。

款9項1目4節1報酬、小中学校非常勤講師報酬172万2,000円の減のことにつきましてでございますが、1人配置することができなかったのは中学校でございます。主な役割は、数学のT2としての勤務でございます。教科担任の補助や、生徒への学習支援となります。毎年、茨城県全体で講師不足となっております。通年を通しまして探しましたが、見つからない現状でございました。

学校の授業は、教科担任が主となり行いますので、授業につきましては支障はございませんが、声の支援という点では十分に行えなかったと考えております。

次年度は、この非常勤講師見つかっておりますので、計画どおり配置できる見通しでございます。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、石井議員の質疑についてご説明いたします。

補正予算書の29ページをお開き願います。

一番下の部分でございます。款4項2目1需用費、消耗品の290万5,000円の減額ですが、これは町指定ごみ袋の購入契約を行った際の契約差金を減額したものでございます。

詳しいことということでございますので、まず、予算計上でございますが、これは前年

度の入札業者3者から参考見積もりを徴取しまして、これは予算をつくる時ですね、10月。その中で最低価格の見積もりを計上しましたところを予算として計上しました。

ごみ袋の製造に関しましては、外国、東南アジア、特に中国において行われておりまして、為替の変動や原材料費の諸条件によりまして、その製造の価格が決まります。

例えばリーマンショック等世界情勢の変化により、世界経済が混乱、変動することに合わせまして為替のほうも大きく変動しますので、ある程度の幅を持った予算を計上してございます。

ことし4月の入札時でございますけれども、為替の変動がその見積もりを取ったときと、余り変動がなかったのが価格を抑えることができたため、その契約差金を減額したものでございます。

それで、たくさん買ってあげばよかったのではないかなというようなことでございますが、役場、庁舎内で保管しておく場所、それで、鍵のかかる部屋、このスペースが小さいため、ある程度購入量というのは決められてしまいますので、それで購入をしないということでございます。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、10ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4消費税引き上げに伴う交付金248万2,000円の減でございます。減額の理由としましては、当初予算作成時、該当者2,800名で、通信運搬費につきましては該当者へのお知らせの郵送代、申請書の返送代、購入引換券の郵送代を見積もり、また、該当者へのお知らせと購入引換券の郵送については、簡易書留郵便を想定しておりましたが、抽出の結果、該当者が2,458名、また、該当者へのお知らせについては普通郵便での輸送となりましたので通信運搬費が減額となっております。

プレミアム付商品券発行事務業務委託につきましても、当初の見積もり額より該当者の人数の減、購入引換券の発行枚数の減、封入作業などの減により、予算策定時の見積もりよりも安価で契約できたことによる減額となります。

続きまして、11ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6農林水産業費国庫補助金、節1農林水産業費国庫補助金、強い農業担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型です。432万2,000円の減額です。

減額の理由としましては、要望調査時においては申請するために必要書類等を用意し、この事業を活用して再建、修繕を行うという確認をとり、予算計上いたしました。その後、本事業の活用を取り消す方や、農業用ハウスの再建棟数を減らす方、加入していた保険で補償をされる方などがおり、申請件数、農業用ハウス施設等の再建、修繕の棟数が減となり、補助金の額が減となったことからの減額補正するものです。

続きまして、同じく11ページです。

款15県支出金，項2県補助金，目4農林水産費，節1農業委員会補助金520万1,000円の増についてですが，遊休農地実態調査との関係はあるかのご質問だったんで，これはあります。

内容でございますが，機構集積支援事業分が34万4,000円で，これは主に農地所有者等の意向確認調査に伴う事務経費でございます。

農地使用485万7,000円の増額につきましては，農地集積・集約化のための活動日数に応じて交付される活動実績と成果実績，担い手への農地の集約化と遊休農地の発生防止の解消の実績値です。

これによりまして，遊休農地の発生防止の解消をする実績，平成30年で51ヘクタールあったところ，令和1年は38.26ヘクタールまで減らすことができました，12.74の解消ができております。これによりまして，成果実績による評価点が1.444が加わりますので，それによる増額になっております。

続きまして，同じく11ページで，節2農業振興費補助金240万円の減ですが，減額の理由ですが，当初予算時には，県の基金からの補助金を支出するとのことでしたが，国の補助金からの支出に変更になったための国庫補助金への財源の組みかえとなったための減額でございます。

31ページをお願いします。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，がんばる農業者応援事業，補正額として467万7,000円の減でございます。

平成28年度より町の単独事業として，利根町がんばる農業者支援事業補助金交付要綱に基づいて実施している事業でございます。

令和元年度におきましては，申請件数が4件，内訳でございますが，栽培の改善に取り組む担い手農家2件，規模拡大を目指す担い手農家1件，新規就農者への初期投資1件で交付額が532万3,000円でございます。

減額の理由としましては，交付を受けるためには一定の条件があり，機械の修繕や，既存の農機具の買いかえなど対象とはならず，また突発性ではなく，計画性が必要となることから，町で予想していた件数より申請される対象者が少なかったための減額補正でございます。

続きまして，担い手農業，31ページの款5農業水産業費，項1農業費，目3農業振興費，担い手確保経営強化支援事業557万2,000円の減でございます。

要望調査時においては，申請するための必要書類等を用意し，この事業を活用して再建，修繕を行うという確認をとり，予算計上しましたが，その後，本事業の活用を取り消す方や農業用ハウスの再建棟数を減らす方，加入していた保険で補償される方などがおり，施設等の再建，修繕の棟数が減となり，補助金の減額補正をするものです。

プレミアム商品券につきましては、歳入のときにご説明したとおりでございます。

○議長（船川京子君） ここで、花嶋子育て支援課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 石井議員のご質疑の中で、10ページをお願いします。14国庫支出金、1国庫負担金、目民生費国庫負担金の節2児童福祉費負担金、子どもための教育・保育給付費交付金2,884万8,000円の減額についての説明の中で、東文間保育園の2号、3号の利用定員を50名から60名へ変更しましたとの説明の中で、利用定員の減による区分変更と説明しましたが、利用定員の増に訂正いたします。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今のいろいろ説明を聞きますと、人員の把握、これは非常に難しいというように思うんですけども、この予算書を見ていて、金額が、減額が余りにも大きい。あるいは、今の説明を聞くと、当初予定していたよりも、いろいろな関係で減額せざるを得ないんだというような答弁なんですけれども、令和2年度の、今度の当初予算は正確な積算、あるいは正確な予算査定をしていると思うんで、余りこのような大きな、1億4,000万円も減額するようなことがないようにお願いしたいと思います。これで終わります。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

暫時休憩とします。再開を4時15分とします。

午後4時00分休憩

午後4時15分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 4番大越勇一です。議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）、先ほどの石井議員と同じ内容の質疑になりますので、私の質疑は取りやめといたします。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質疑が終わりました。

次に、9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 9番五十嵐辰雄でございます。

議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）、款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、事務局費、報酬、委員報酬351万6,000円ですが、これは農地集積・集約化対策推進交付金としてです。これは全額、この資金は県の補助事業でございます。先ほど石井議員から質疑がありましたので、その点は省略しまして質疑いたします。

補正の枠の財源内訳は、全額、県ということでございます。農業委員会報酬となっておりますが、その作業を行うのは農業委員として今現在8名ですね。あと、農地利用最適化

推進委員会が12名と、こういった組織の中で、この体制で、この事業は進めたわけでございますか。これはもう既に事業完了して、もう精算する段階という説明でございます。今からやったんでは、もう日数的に3月の今年度事業としては遅いと思っております。

それで、県の補助事業として、その事業の内容ですね、どういう事業をするんですか。そして、この調査した内容です。調査した場合はその調査の報告書があると思うんですよ。この委員会では、調査をした場合ですね、この調査の結果をよく分析して、現在の農地集積とか、集約化の対策に、この資料をかみ砕いて、十分に活躍して、現地を調査して、成果が上がる事業をやってほしいと思うんです。

令和元年度の事業で、この成果編を、これから委員会として慎重に、よくつぶさに検討して、成果の上がる事業を推進してください。その点お伺いたします。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えします。

五十嵐議員おっしゃるとおりに、もう事業のほうは完了しております。それで、今回の事業の内容なんですけど、農地所有者に対する農地の事業上の利用の意向を確認調査、集積集約化に伴う地域の話し合いの場への出席、情報の提供、農地の出し手と受け手の調整活動、新規参入の促進活動及び遊休農地の発生防止解消活動です。

成果としては、担い手への農地の集積集約化、遊休農地の発生防止の解消、それぞれがあります。今回、担い手への農地の集約化のほうはなかったんですが、先ほど、石井議員のときに答弁したとおりに、12.74ヘクタールの遊休農地の解消ができたという実績で、これをもとにして、来年の遊休農地の解消へ努めていきたいと考えています。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） これは、作業をやられた委員さんは、これは農業委員さんと農地最適化の委員さんと合同で、両方でやったんでしょうか。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、お答えします。

農業委員会8名、農地利用最適化推進委員12名、計20名で実施しております。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、次年度、次年度については成果編を十二分に分析して、目的達成に向けて、やっぱり継続してやる事業と思うんですが、その点伺います。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 議員おっしゃるとおりに、ことしの実績をもとにして、令和2年度も遊休農地解消に努めるような形、あと、集積・集約、こちらのほうも進めていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑が終わりました。

次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。令和元年度利根町一般会計補正予算についてお尋ねします。

1項目の31ページ、款5項1目3の農業振興費、がんばる農業者応援事業については、石井議員が質問されましたので省略させていただきます。

残り三つについて、まず1番目、32ページの款5項1目3農業振興費、地域おこし協力隊事業、結果として応募がなかったということでございますが、こちらのほうはやはり隊員の就任を目指して努力をされていると思うんですけれども、途中で問い合わせとその状況を一つお伺いいたします。

それから、2番目、33ページ、款5項1目6農村環境整備事業費、身近なみどり整備推進事業、こちらのほうが最初の見込みより減となっておりますが、例えば工事請負費で述べ構想どのくらいで見積もられたかどうか。それから、備品の台数など、詳細をお伝えください。

最後に39ページ、款8項1目5防災費、防災施設費委託料、防災行政無線（固定型）、設備補修点検委託、こちらタイミングの関係なったのかなと思うんですけれども、執行されなかった理由、法定点検だったかどうかも含めて、お伝えください。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 32ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、地域おこし協力隊事業201万7,000円の減額です。平成31年度の問い合わせということで、1件だけ問い合わせがありました。問い合わせのみです。

内容としましては、現在も募集のほうは行っております。あと、ポスターとかそういったチラシ関係、そういったものをふるさと回帰支援センター、東京なんですけど、あとは龍ヶ崎公共職業安定所、茨城地域しごと支援センター、茨城県政策企画部計画推進課、茨城県東京事務所、移住交流推進機構等にチラシ、ポスター等を掲示しております。

ことしも、2月7日から、一応、先ほど申したところ以外で、日本ウェルネススポーツ大学外12の大学へ、ことしは多めに掲示をかけております。

続きまして、33ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目6農村環境整備事業、事業名が身近なみどり整備推進事業31万2,000円の減でございます。

内容でございますが、工事費確定による工事費残と事業対象外となりました備品購入による減額でございます。

工事の内容ですが、立木伐採工約390本、竹林伐採工0.2ヘクタール、枝粉碎工22立米、この身近なみどり整備事業につきましては、伐採した枝葉は外に持ち出すことができませ

るので、チップで道路部分に散らしてやっております。あと、チップできない大きい木、これは、事業の区域の外側のほうに一応並べるような形で置いてあります。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 石山議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書39ページ、お願いいたします。

目5防災費の保守点検委託でございますが、これは法定点検ではなく、保守点検でございます。

減額の理由といたしましては、設置後の初年度となる令和元年度は保証期間内となるため、保守点検の委託契約を結ぶ必要がなかったため減額するというものでございます。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 8番井原でございます。

それでは、質疑をいたしますというよりも、再度ご説明のほう、よろしく申し上げます。

今、何人の方が質疑されましたので、それを除いた項目について、お願いしたいと思っております。

まず、10ページで、14国庫出資金の国庫負担金の民生費国庫負担金の5番介護保険事業負担金、低所得者保険料軽減負担金345万9,000円、これについて。

また、その下の国庫補助金の総務費国庫補助金の中での1番総務費補助金、増したり、減したりしてあるやつ。

それから、2番の個人番号、それから、目の民生費国庫の中の目1社会福祉費補助金、金額は言いません。

それから、その下の目の2の児童福祉費補助金について。

それから、目4番の土木費補助金、それから、県支出金の中の県負担金、1の民生費負担金の中の目2、それから、目6、それから、15の県支出金の県補助金の目2の節1社会福祉補助金、それから、4番の児童福祉補助金の一番下、幼児教育・保育無償化実施円滑化、これはいいです、これは国からこっちへ振りかえと説明したな……国から、こっち振りかえしたんだな、では、県のほうで、こっちで説明をしてください。

それから、その下は、これはいいですね。

その下、目の農林水産業費の中の……これは石井議員とダブりますんで、その下の3番、目の3番水田農業対策補助金、経営安定化、額は少ないんですけども、これについて。

それから、めくっていただきまして、目6、目7までですね。

それから、款の21町債、町債の中の目の教育費、それから、8番の教育費、それから、9番の補正予算、ごちゃごちゃして、もう一回整理して説明ください。

歳出、移ります。

歳出については、15番総務費の総務管理費の秘書広聴の中の要覧作成費、1ページめく

っていただきまして企画費の、これは節ではなくて説明の欄の報償費、それから、一番下の健康増進施設56万6,000円、これは委託ですね。

それから、その下の今度、7番のまちづくりについては、説明のほうで言わせてもらえば、空き家リフォーム工事助成金90万円、それから、その下にいきまして、これはいいです、石井議員とダブりますので。

それから、次のページ、戸籍住民登録費の個人番号カード交付事業の額について。

次に、これは選挙だから。20ページ、民生費の中の社会福祉費の社会福祉総務費の説明の欄のほうでいきますね、重度心身障害者の慰労金、それから、成年後見人制度の2万円。

それから、次のページへいきまして、障害者サービス事業604万5,000円、これはダブりますので結構です。

その次に行きます。目老人福祉の報償費100歳達成記念費、これについて説明してください。

それから、1ページめくっていただきまして、ひとり暮らしの高齢者のつどいの事業9万2,000円。

それから、次のページへいきまして、目の医療総務費の23ページ右のほう、国民健康保険の繰出金、育児金何とかって言った、もう一度、この内容をお話してください。

それから、8番の介護保険費繰出金、これについても説明してください。

それから、その下の保健センター費の右側の一番下、保健センター運営費91万4,000円。

それから、次のページへいきまして、24ページの後期高齢者医療費の説明欄の一番下、繰出金について。

それから、次のページにいきまして、これは説明してもらった。

次の26ページの右側のほうの補助金の欄で、民間保育所等乳児等保育事業補助金28万円、それから、延長の50万円、それから一つ飛んで実費徴収に係る補足給付補助3万円、その下の保育対策総合支援事業補助58万円について、説明をお願いします。

それから次のページへいきまして、同じ目ですが、補助金、多子世帯保育料軽減事業、これは増額です、これについて。

それから、その下の放課後児童健全育成、目ですね、その中の賃金について説明ください。

次のページ、めくってください。予防費についてはダブりますから、いいです。

すこやか交流センターの中のエアコン修理について、それから、その次のページの目、環境衛生費の中での、次のページの環境衛生事業の児童手当とかがってという説明があったかと思うんですが、この18万7,000円増額について、もう一度説明してください。

ごみ袋は結構です。

それから、31ページ、目の農業振興費の中での補助金ですね、協力金交付事業168万4,000円、これについて。それから、下のほうへいって、利根うまいもんどころ認定事業

の35万9,000円について説明してください。

それから、第1ページめくっていただきまして33ページの一番上の経営所得安定の6万4,000円の増について、その下、農地費の北部地区、西部地区、南部地区、確定とかという話あったんだけど、増えたり削ったり、この内容ね、道路とか排水路とか、その辺もちょっとお聞かせください。

それからその次の目6の右側のほう、雇人料30万円、これについて、身近なやつは石山議員が説明を求めていますね。

次のページ。次のページは34ページの目の商工振興費の中で、説明のほうでいきますね、自治金融制度50万円、それから、中小企業資金信用保証補給金の205万9,000円、これについてご説明ください。

それから、次のページの目の観光費の中の観光事業旅費が削られていますけれども、どういう事業を削られたのか、それについて説明ください。

それから、次の36ページ、目の道路維持費の工事費、いっぱいありますけれども、工事全体で1,718万9,000円と、そこに書いてあります。それについて、差金だというようなことなんですけれども、この中では工事変更や何かあったのかどうなのか、簡単でいいですから、説明ください。

それから、37ページの道路改良費の中ごろに増額されている112号線の防護柵、これについてご説明ください。

それから、1ページめくっていただきまして、38ページが目2公園費の右側のほう、委託料、都市公園維持管理の181万3,000円の減額について。それから、その下、目の下水道費の中の繰出金、減額されていますけれども、この理由について。

それから、次のページの防災無線は支援枠に取った部分で、これは結構です。

それから、その次のページ、これも石井議員とダブります。

それから、42ページが一番下、公民館費の工事費の減額について。

それから、その次のページ、図書館費の空調、給水の保守管理の委託、減額されています。これについて。

以上です。ちょっといろいろあるんですけども、ご説明いただけますようお願いいたします。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） それでは、井原議員の質疑のありました総務課所管分につきましてご説明いたします。

補正予算書15ページをお願いいたします。

歳出になりますが、款2項1目2秘書広聴費の376万6,000円の減額についてでございますが、これは広報事業でございまして、その中の要覧作成業務委託、これにつきましては

契約差金の減額でございます。

当初では、見積もりを徴して予算化したわけなんですけど、入札を行いましたところ、金額が下がったということによる減でございます。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 補正予算書10ページをお願いいたします。

款14項2目1節1総務管理費補助金37万3,000円の減額でございます。これは説明書きのところにもありますけれども、社会資本整備総合交付金の空き家活用促進助成金が、申請がなかったための減額でございます。

また、定住促進助成金は、当初見込んでいた申請件数より多かったための増額でございます。

一番下の地方創生推進交付金は、地方創生推進交付金充当事業の事業費減に伴う減額でございます。充当事業については、歳出のほうでご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款2項1目6の企画費の中で、まず、説明のほうの住民自治基本条例策定事業の15万5,000円の減額でございますが、これは住民自治基本条例検討委員会への謝礼でございます。これが見込んでいた開催回数が開催できなかったというための減額でございます。

それから、健康増進施設調査事業、全体としましては68万8,000円の減額でございます。大きいものとしては、健康増進施設事業基礎調査委託の契約差金でございます。

この健康増進施設事業基礎調査委託は、先ほど歳入のほうでご説明しました地方創生推進交付金の充当事業となっております。

次に、目7のまちづくり推進事業の中の空き家子育て活用促進奨励金20万円の減額、それから、空き家リフォーム工事助成金90万円の減額につきましては、いずれも当初見込みより、実際の申請件数が少なかったための減額でございます。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、財政課所管についてご説明させていただきます。

予算書13ページをお開き願います。

歳入でございますが、款21項1目8教育債は120万円の増額でございます。こちら台風15号により被害を受けました看板の修繕費で起債の目的が補正予算債で計上しましたが、今回の補正予算債には該当しないというための減額でございます。失礼しました。こちら増額ですね。

当初、補正予算債、目9で計上してあったものが該当しないということで教育債のほうで120万円を増額するものでございます。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、保険年金課所管分についてご説明いたします。

まず、予算書は11ページをお開き願います。

款15項1目1節2の国民健康保険事業費負担金の中で、保険基盤安定負担金は被保険者数の減少により保険税軽減対象者が少なくなったことによって、146万2,000円の減額です。

こちらのほうは、被保険者数が55人減少と世帯では7世帯分によって、146万2,000円の減分、減額になります。

次に、予算書23ページ、歳出になります。

款3項1目5医療総務費で326万7,000円の減額ですけれども、これは国民健康保険特別会計繰出金の事業勘定分になります。

内訳といたしましては、保険基盤安定分で、258万1,000円の減額、あと、職員給与費等は、人件費と、あと、契約差金の部分になります。あと、出産一時金は168万円が出産一時金の対象者数が6人分減少による減額です。

財政安定化支援事業繰出金は、確定によって227万4,000円の増額でございます。

次に、24ページをお開き願います。

目11後期高齢者医療費は、349万1,000円の減額でございますけれども、内訳といたしまして、保険給付は、後期高齢者医療特別会計繰出金の部分は365万1,000円の減額です。これは先ほど説明しました保険基盤安定基金繰出金の決定によって、広域連合への納付金が349万9,000円の減額という内訳になります。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、お答えします。

福祉課所管分についてですが、まず補正予算書の10ページをお開き願いたいと思います。

款14国庫支出金の項1目1民生費国庫負担金の節5介護保険事業費負担金で345万9,000円を増額するものでございます。

こちらは低所得者保険料軽減負担金で、昨年6月の定例議会でもご説明いたしました介護保険法の改正によりまして軽減対象者の範囲が拡大されたことに伴う増額でございます。

次に、款14項2目2の民生費国庫補助金の節1社会福祉費補助金ですが、地域生活支援事業補助金は、障害を持たれている方が自立した日常生活とか、社会生活を営むことができるよう支援する事業ですが、国の補助額の確定によりまして、265万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、11ページになりますが、款15項1目1民生費県負担金の節6介護保険事業負担金は、ただ今、申しましたとおり、低所得者保険料の軽減負担金で173万円を増額するものでございます。

こちらは国庫負担金と同様なんですけど、法改正によりまして軽減対象者の範囲が拡大されたための増額となります。

同じく、項2目2民生費国庫補助金の節1社会福祉費補助金で132万6,000円を減額するものでございます。

こちらは、地域生活支援事業補助金と同様に、補助金の額の確定によりまして減額するものでございます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出になります。

予算書が20ページになります。

下のほうになるんですが、重度心身障害者介護慰労金は、当初見込みよりも支給対象者が少なかったための減額となります。

その下の成年後見制度利用支援事業で、報償費で成年後見人謝礼2万円の減額ですが、こちらは成年後見人の町長申し立ての申請がなかったため、要はこれは弁護士さん等に払う謝礼、1月分を想定しての当初予算だったんですが、それは申請がなかったため減額するものでございます。

続きまして、次のページ、21ページの目2老人福祉費の老人福祉記念事業の報償費で100歳達成者記念祝金20万円の減額です。こちらは、こちらの事業費の確定に伴う減額となります。

次のページにいきまして、22ページです。

○議長（船川京子君） 会議規則第9条第2項の規定により会議時間を延長といたします。答弁を続けてください。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、22ページの冒頭、ひとり暮らし高齢者つどいの事業業務委託ということで、こちらにつきましては社会福祉協議会に業務を委託をして実施しておりまして、これも委託事業の確定に伴い、減額するものでございます。

続いて次の23ページの目8介護保険費は548万6,000円の増額でございます。

こちらは介護保険特別会計の繰出金でございまして、歳入のところでもちょっと触れましたが、低所得者の保険料の軽減負担金の国、県、町の負担額の確定に伴い、増額するものでございます。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員のご質疑にお答えいたします。子育て支援課所管分についてご説明いたします。

歳出ですが、26ページをお開き願います。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節19負担金補助金交付金の保育所等補助金事業ですが、その中で、民間保育所等乳児等保育事業費補助金、こちらですが、当初の見込みより対象となる1歳児の入所が6名減による減額でございます。

次に、延長保育事業費補助金、こちらは当初の見込みより算定児童の減による減額でございます。

一時預かり事業費補助金は、当初見込みより補助基準対象となる施設が少なかったことによる減額でございます。

実費徴収に係る補足給付事業費補助金の増額ですが、こちらは生活保護家庭のお子さんが保育所等を利用する場合で、教材費や遠足代など実費が生じた場合の補助となり、こちらが、対象となる家庭がございましたので増額です。

保育対策総合支援事業費補助金は、補助対象となる保育補助員の雇用月数、こちらが減になりまして、そちらの減額でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

右側の説明の欄で2番目の多子世帯保育料軽減事業ですが、こちらは県の要綱が改正されまして、補助対象範囲が拡大したため、当初見込みより対象者数が増加したことによる増額でございます。

その下の目4放課後児童健全育成事業費、放課後児童対策事業の賃金でございますが、こちらは、放課後児童クラブのほうは、平日は学校授業終了後から午後6時半まで、長期休暇につきましては午前8時から午後6時半まで開級してお子様をお預かりしています。その中で、保育者の迎えが早く、児童クラブの利用時間が短い場合は、支援員の方にも子供がいなくなった場合は早く帰っていただいておりますので、そちらの賃金の減額となります。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、保健福祉センター所管につきましてご説明いたします。

歳出でございます。

最初に、24ページをお開きください。

款3項1社会福祉費、目10保健福祉センター費96万8,000円の減額でございます。

こちらは保健福祉センター運営事業費で、主に減額したものをご説明いたします。

福祉バス運転手賃金22万1,000円、需用費、こちらは保健福祉センター運営に係る需用費で燃料費が50万7,000円、光熱水費といたしまして21万3,000円の減額でございます。

続きまして、28ページをごらんください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。

母子保健事業費でございますが、こちらは107万1,000円の減額でございます。

母子保健事業の中で、親子発達相談に従事する心理判定員の欠席による減でございます。

次に、委託料でございます。156万4,000円の減額で、こちらにつきましては、妊産婦、乳児健診委託料が97万6,000円、産後ケア業務委託といたしまして58万8,000円の減額でございます。

こちらはいずれも利用者が予定よりも少なかったために減額するものでございます。

続きまして、目3すこやか交流センター費でございます。

こちらは、保健福祉センターが指定管理しておりますすこやか交流センターの管理事業でございます。こちら、工事請負費としまして、すこやか交流センターのエアコンが故障

いたしましたので、工事に係る契約差金でございます。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、生涯学習課所管分についてご説明いたします。

42ページ、43ページにかけてでございます。

款9項4目2公民館費の102万4,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、公民館の照明、LED工事が完了したことによるもので、そちらにつきましの契約差金でございます。

内容といたしましては、公民館内の会議室等の照明をLEDランプに交換するものでございまして、蛍光灯型のLEDランプまたはLEDのダウンライト、非常用内臓のLED照明灯に交換してございます。こちらの工事の完了に伴う契約差金となっているような状況でございます。

次に、目8図書館費の委託料の空調・給水設備保守管理業務委託の101万1,000円の減額でございます。こちらにつきましても契約差金ということになっておりますが、空調・給水設備の保守管理、こちらについてちょっと簡単にご説明を差し上げたいと思います。

まず、こちらの業務委託でございますが、大まかに言うと三つに分かれておまして、空調設備点検、これは年に2回やっているものなんですけれども、蓄熱ユニット、またはパッケージエアコンの点検を実施しております。

そのほかに、空調機の自動制御機器の点検、中央監視盤または中央制御機器の点検、こちらにつきましても年に2回を実施しております。

それと給水設備の点検ということでございますが、こちらにつきましては点検と清掃を含めまして年1回、給水ユニット、また、冷温水のポンプの点検、受水槽の清掃を行っているような業務委託の点検で、こちらにつきましても、契約差金という形になっております。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、都市整備課所管分についてご説明いたします。

38ページをお願いいたします。

款7土木費、項4都市計画費、目2公園費、節13委託料の中の都市公園維持管理業務委託で181万3,000円の減額となっております。

こちらに関しましては、契約差金でございます。

次に、目3下水道費で920万1,000円の減額でございます。

これは公共下水道事業費等の確定により一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、建設課所管分についてご説明申し上げます。

補正予算書11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款14項2目4節1土木費補助金、防災安全社会資本整備交付金（道路事業）176万9,000円の減額でございますが、当初予算では、社会資本整備総合交付金（狭隘道路整備等促進事業）と防災安全社会資本整備交付金（道路事業）を合わせて2,540万円を計上しておりましたが、防災安全社会資本整備交付金（道路事業）について、交付決定額に減額がございました。

防災安全交付金の当初交付決定額が2,166万8,000円ございましたので、263万2,000円の減となりますが、未就学児の集団で移動する経路の交通安全対策としまして、追加申請しましたところ、86万3,000円の追加交付が決定したため、176万9,000円の減額補正となっております。

36ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款7項2目2、2,792万8,000円は節の委託料、工事請負費、公有財産購入費補償補てん及び賠償金の減額補正でございます。

右の説明欄にございます道路維持工事事業の委託料工事請負費の確定に伴う減額と、37ページをお願いいたします。街路樹管理事業、道路改良工事事業委託料及び工事請負費の確定による減額と歳入でもご説明しました、ことしに入り、交付期決定した町道112号線防護柵設置工事163万9,000円の工事費の増額及び用地交渉中である町道112号線に係る公有財産購入費と補償補てん及び賠償金の減額補正でございます。

なお、この町道112号線用地取得につきましては、令和2年度当初予算に計上させていただいております。

道路工事事業の中で減額が大きい事業としまして、町道1190号線舗装修繕工事の540万1,000円の減額の理由としましては、これは惣新田の北側となりますが、利根北部地区基盤整備の新利根川への樋門・樋管工事により、舗装工事の約100メートルが稲敷土地改良事務所により実施されたことに伴い、工事費の削減ができたものでございます。

町道1278号線と2110号線は舗装面積の減により、減額が生じております。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） それでは、井原議員の質疑に対し、ご説明申し上げます。

補正予算書29ページをお開き願います。

款4項1目4環境衛生事業の負担金でございます。これは、茨城県南水道企業団への負担金でございます。新たに今回項目を設けたものでございます。金額は18万7,000円の増額です。

これは、県南水道企業団の職員に対する児童手当を、構成しております市町の4市町で負担するための増額でございます。

これは地方公営企業への繰出金ということで、総務副大臣のほうから通知がございまして、その中で、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費、これを構成市町で負担す

るといったものでございます。

金額に関しましては、全体で305万6,000円を利根町の給水人口6.1%の比率で出したものでございます。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、経済課所管分についてご説明いたします。

11ページをお願いします。

款15県支出金，項2県補助金，目4農林水産業費県補助金，節3水田農業対策費補助金2万8,000円の増でございます。これは，追加交付に伴う増額でございます。

続きまして，12ページをお願いします。

節6農村環境整備事業費補助金31万2,000円の減でございます。これは，工事費の確定による工事費残と事業対象外となりました備品購入による減額でございます。

続きまして，節7強い農業担い手づくり総合支援交付金，被災農業者支援型62万5,000円の減でございます。こちらは，当初予定していた方が事業から離れたことによる減額でございます。

続きまして，31ページをお願いします。

機構集積金交付事業でございまして，こちらは事業の件数の確定によりまして，経営転換協力金が3件，47.7ヘクタール，当初より少なかったための168万4,000円の減額になります。

続きまして，利根うめえもんどころ認定事業35万9,000円ですが，こちらは平成28年度より単独事業として町で実施している事業です。減額の理由ですが，令和元年度におきましては，申請件数が2件，内訳でございまして，10万5,000円と13万6,000円，合計で24万1,000円でございます。それに伴う35万9,000円の減額でございます。

32ページをお願いします。

款5農林水産業費，項1農業費，目4水田農業対策費2万8,000円の増でございます。これの負補交の6万4,000円ですが，賃金がマイナス3万6,000円，補助金のほうがプラス2万8,000円になることから，6万4,000円の増になります。使い切り補助金ということで確定しております。

続きまして，33ページ，目5農地費，利根北部地区基盤整備事業530万1,000円の減でございます。これは，大房地区内の排水路整備の事業費の確定による減でございます。

続きまして，利根西部地区基盤整備事業237万円の増についてでございますが，換地図作成のための測量費等の増による金額の確定でございます。

利根南部地区基盤整備事業312万5,000円の減でございますが，地区測量が完了したことによる事業費の確定による減でございます。

集落センター運営の賃金，臨時雇い人料なんですけど，4人の管理人の時間外勤務が予想

より少なかったための減額でございます。

34ページをお願いします。

款6商工費，項1商工費，目2商工振興費，自治金融制度事業，節24投資及び出資金，茨城県信用保証協会損失補償寄託金でございます。50万円の増でございます。増額の理由ですが，町は茨城県信用保証協会と損失補償寄託金契約を結んでおり，寄託金の累計額は現在714万円となっております。しかし，昨年8月に，代位弁済したことにより，寄託金の減耗額が763万2,432円となり，寄託金の残高がマイナス49万2,432円になっていることから，今回，議会で，補正予算で50万円の増で計上させていただいております。

続きまして，中小企業事業資金信用保証料補給金でございますが，当初，11件で予算は計上しておりましたが，実績2件ということで，7件分の減額でございます。

続きまして，観光事業16万4,000円の減でございますが，済みません，35ページをお願いします。款6商工費，項1商工費，目3観光費，節9旅費，特別旅費で，ゆるキャラグランプリ会場参加宿泊料の減額でございます。

○議長（船川京子君） 桜井住民課長。

○住民課長（桜井保夫君） それでは，住民課所管分についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず，歳入でございますが，款14項2目1節2個人番号カード交付事業費補助金252万6,000円の増額でございますが，この個人番号カード交付事業につきましては，全額国の補助金対象となっておりますが，交付金の額の決定時期が，年度末になるため，増額補正するものでございます。

続きまして，18ページをお願いいたします。

歳出でございますが，款2項3目1戸籍住民登録費は271万7,000円の増額でございます。

こちらは個人番号カード交付事業についての増額でございます。理由につきましては，歳入で説明したとおりでございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。再開を5時40分とします。

午後5時26分休憩

午後5時40分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井原議員。

○8番（井原正光君） では，何点かについて，再度お尋ねしたいと思います。

先ほど申請者ないとか何とかと，いろいろお話があったんだけど，歳入のほうでも，件数を教えてください。何件あって，それが当初こういうふうに予定していたんだが，震災がないために減額したとか，何とかそういう説明をしてほしいと思います。川上課長お願いします。

それから、戸籍課長、個人番号カードの補助金、これ歳出のほうと絡むのだけれども、今、お金が来て、国から全額来るんだけれども、今から委託するの。今、これ予算を組んだんでしょ。今、予算を組んだから、今から委託するんでしょ。これは間に合うのか、間に合わないのか、その辺をお聞きしたいね。決定が、だって、きょう決定したとしても、あしたからでしょ、委託するのは。その辺どうなのか。それと、わかれば内容を、どういうことを委託するのか、それをちょっとお聞かせください。

歳入については、その2点で結構です。

あと、歳出は何点かあるんですよ。ごめんなさいね、16ページの住民自治基本条例の開催ができなかった。もう開催しないということは、これでもってこの会議が終わりだと、決定ということなんですか、その辺までお答えいただかないとわかりませんね。

それから、その下のまちづくりのほうでも、リフォーム助成金、件数ですね、何件ぐらいの工事助成を削るのか、予定していた、ここで90万円とあるんだけれども、その辺をちょっと細かく教えていただければ、説明いただければ大変ありがたいですよ。そうすれば2回やらないで済むんですが。

桜井課長、だから、18番のほうね、これは負補交金で252万6,000円計上されているんだけれども、補助金が決定して、今からこれを委託するんだらうけれども、どこかに。だから、今からその事業が間に合うのか、間に合わないのか、お聞きしたいと思います。

それから、何点かあるんだけど。

それから、ちょっと気になったのは、21ページの100歳達成者記念品、祝金20万円削られているんだけれども、皆さんその説明は確定、確定と言うんだけれども、何が確定したんですか。それがわからない。100歳達成の記念品、祝金を20万円、決定したから20万円削るって、その意味がわかんないんで、その辺をちょっと説明していただければいいですよ。

つまり、支給方法っていうか、そういうのが変わって削ったとか、相手が残念ながら亡くなられたとか、その辺、そういうふうに説明いただかないと、意味がわからない、全然。

それから、下水道会計の繰出金、これは事業費縮小とか何とかあるんだらうけれども、もう少しご説明できないかね。人件費なのか、工事費なのか、その辺、説明してください。

それから、33ページ、農地費、今、課長から負担金、ざっくり聞いたんだけれども、ここでも確定という言葉を使っているんだけれども、わからないんだよね、確定という言葉が。事業費確定ということになると、大きなそのもの、南部地区なら南部地区事業そのものが確定したみたいな感じがするんだよね。そういうことで、特に県南部地区、調査をして、もうこれでもって済んだよというのであれば、もうこれ以上調査はないのか、どうなのか、もうこれでもって本当に町からの負担金は、この調査に例えば負担金はないのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

それから、その次のページの34ページ、商工振興費、出資金50万円、代弁が2件あった

ことによる50万円だということなんですけれども、どうなんですか、これは、最近ふえて
いるんですか、この代位弁済は。その辺もちょっとお知らせください。

信用保証のほうはいいです。これはわかりました。

それから、もう一つ、37ページでちょっと気になったのがあるんですけれども、建設課
長だっけかな、37ページの119号だっけかな、540万1,000円の説明の中で、北部地区の事
業と言ったよね。その中で、土地改良事業云々の絡んだから、向こうでやってくれたから
というような、その意味でお話しされたと思うんですけれども、その辺の整合性、どうせ
だったら町でやらないほうがいいわけだからね、なるだけだったら、県が何かのほうに任
せたほうがいいわけだから、そのほかの事業にそういうのがあるのかどうなのか、これ1
本だけなんですか、そのほか見つければ、もっとあるような感じもするんだけど、そ
の辺、再度お聞きしたいと思います。

それから、これは、来年度の計画に即計上したよということですね。

そういうことで結構です。以上、再質問いたします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、まず、歳入のほうからご説明いたします。

款14項2目1節1の総務管理費補助金の中の件数でございますけれども、まず、真ん中
にある社会資本整備総合交付金、定住促進分72万円の増額なんですけど、これは新築マイホ
ーム取得事業に充当する歳入でございます。実績としましては41件、41世帯の方に支給
してございます。

歳入は以上です。

続きまして歳出のほうで、16ページにございます款2項1目6企画費の中の説明の欄の
住民自治基本条例策定事業の委員報酬15万5,000円の減額でございますが、今年度の当初
見込み回数が10回を見込んでいたんですけれども、9回開催ということで、1回部分の開
催の謝礼分、それと、欠席委員も数名おりましたので、その委員分の謝礼を減額したとい
うことでございます。

この委員会は、ことしで終わりではなくて、来年度以降も継続して検討していただきま
す。失礼しました。

それから、まちづくり推進事業、目中的まちづくり推進事業の空き家活用促進事業の中
で、空き家子育て活用促進奨励金20万円の減額なんですけれども、これは申請は今のとこ
ろありません。ゼロ件です。

それから、空き家リフォーム工事助成金については、現在、申請件数は1件ございま
す。

○議長（船川京子君） 桜井住民課長。

○住民課長（桜井保夫君） 個人番号カードの作成するシステムといいますのが、個人番
号カードの作成、発送事務に要する費用につきましては、地方公共団体情報システム機構

というところに委任して、そこが全てやっております、送られてきたカードを町では配布するという形になっております。

それで、そこに対する支払い方法が年に2回になっておりまして、中間で1回払いまして、令和元年度の枚数が全て確定した後に、1回目に払った分を差し引いた金額の差額を払うというシステムでございます。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） 100歳達成者記念祝品についてなんです、これは1人当たり5万円の祝い金を差し上げるということなんです、予算計上時は100歳の方、10人を見込んで50万円を上げてございました。これは9月15日基準日ということで、ご存命の方が6人ということで、差し引き4名の方の分が残として残ったということで、今回20万円を減額したものでございます。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ページ数が38ページ、款7土木費、項4都市計画費、目3下水道費の中の公共下水道事業、特別会計へ繰り出し金の中身ということの質問だと思うんですが、こちらに関しましては、工事費の請負差金並びに負担金の確定に伴いまして、その額、中身を一般会計のほうに繰り戻す形になっておりまして、この金額が920万1,000円となっております。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 款7項2目2の道路維持費の中で、町道1190号線の道路維持工事事業についてのご質問ですが、この工事は、たまたま土地改良事業の工事と同じ、町が計画していたところが同じ箇所になって、削減できたものでございます。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費でございます。利根南部地区基盤整備事業について312万5,000円の減額についてお答えいたします。

当初、県のほうからは、平成31年度事業費として1,400万円ということで受けております。この計画につきましては、県50%町50%の事業費でございます。それで当初は700万円ということで予算は計上しております。

実際に、先ほど言ったように地区測量ですか、地区の周りの測量、これが終わったときに、県のほうからの支払い請求として上がってきたのが1,400万円の半分700万円に対しての事業費ということで、その50%ということで支払いはしております。それについての312万5,000円の減額になっております。

続きまして、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費でございますが、自治金融制度事業、50万円についてふえているのかということですが、毎年若干ふえている傾向にあると思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第9号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 5番石井でございます。

議案第9号、議案名は利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、それで、事業勘定の歳入で、ページが8ページ、款7項1目1節1の被保険者延滞金162万1,000円、それは、延滞金は何件分が162万1,000円なのか。ただ、本税で入ってなくて、普通は本税があって延滞金が生まれると思うんですよ、これ延滞金。ただ、延滞金だけぽんた入っているから何かおかしいと思うので、その辺説明してください。

それに、款7項2目2節1の現物支給分74万5,000円、これは第三者納付金、これは何件分で、これは第三者納付金だから、交通事故関係だと思うんですよね。この辺について、説明してください。どのようにして見つけたんだか、その辺もね。

それと、歳出で11ページの款6項2目1節7の賃金43万8,000円、これは栄養士賃金で41万9,000円、通勤費で1万9,000円、それに13番の委託料235万9,000円、これは特定健康診査業務委託というようなことなんだけれども、この辺について説明をお願いします。

それに施設勘定、施設勘定で、歳入で18ページの款1項1目1節1の現年分292万2,000円、これは国保診療所の診療報酬の収入が280万円の減、それで、退職者医療報酬収入が12万2,000円、これは診療報酬だから国保にかかる人が少なかったのか、そのようなことで減額になったと思うんだけれども、その辺説明をお願いします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、石井議員の質疑について

ご説明いたします。

まず、補正予算書8ページをお願いいたします。

歳入の部分で、款7諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1節1の一般被保険者延滞金につきましては、何件分というご質問ですけれども、トータルで説明させていただきます。

令和元年12月末現在で412万1,000円の収入済額で150件分になります。これは保険税収納が終わってから延滞金の計算をしまして、その部分で徴収しているという段階でございます。

次に、款7諸収入、工事雑入、目1一般被保険者第三者納付金、節1現年度分につきまして何件分とのご質問ですが、4件分でございます。

これは先ほど石井議員が言われたとおり、第三者行為ですので、交通事故等で本人の申請またはレセプトで第三事故ということで、レセプトも確認しながら、第三者公費交付金は、国保連合会へ委託して収納させていただいております。

次に、歳出で、11ページをお願いいたします。

款6保健事業費、項2目1特定健康診査等事業費、節7賃金の中で、管理栄養士の賃金は41万9,000円の減額と、通勤費1万9,000円の減額ですが、これは集団検診、いつも6月ごろ行うんですけれども、その結果で保健指導対象者数が当初見込みでは310人ということで予算計上しておいたんですけれども、実際は46人、264人分が少なくなってしまったので、その指導人員が少なかったことによりまして減額となります。

次に、節13委託料、特定健康診査等事業委託は253万9,000円の減額でございます。これは先ほど言った集団検診の受診者は当初2,000人ということで見込んでおいたんですけれども、実際受けた方が1,666人ございまして、その部分で差額分を減額したものでございます。

次に、施設勘定になります。予算書のほうは18ページをお願いいたします。

款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入、節1で現年度分292万2,000円の減額のうち、国保診療報酬収入が280万円の減額、次の退職者診療報酬収入12万2,000円の減額につきましては、どちらも診療上受診している患者数で、国保一般被保険者及び退職被保険者の患者数の減数でございます。

ちなみに、令和2年度1月末現時点で、国保診療加入者の患者数ですが、延べ3,036人、うち退職者は6人でございます。平成30年度同時期と比較いたしますと、一般被保険者が全体的に463人の減、うち退職者は23人の減ということで、その部分での収入減となっております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の一般被保険者の延滞金、これが今の説明では150件分で、保険税を先にとって、それから、今の説明ではちょっとよくわからないんだけど、

162万1,000円が生まれんだというようなことなただけけれども、本来は本税と延滞金は一緒に本税を取って延滞金を徴収すべきだと思うんですよ。ただ、延滞金だけぼんと上がって、本税が上がってなかったから、その辺どうかかなと思って聞いているんです。もう一回。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 石井議員の質疑にお答えいたします。

こちらの延滞金のほうですけれども、本税徴収が終わった後、延滞金が発生した金額を徴収しております。その部分で412万1,000円ということになっております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） わかってんだか、わからないようなあれだけれども、本来は本税と延滞金というのは一緒になってくっついていくものかなと思ってはいるんだけど、その辺が余りよくわかんないけれども、これで終わりにします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原です。これで最後です。

○議長（船川京子君） これから討論を行います。

静かにしてください。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第9号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第10号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑いたします。

まず、歳入のほうでございますが、受益者負担金、この前、23万円の件についてご説明いただいたんですが、これからも、こういう新設の負担金というのは、というよりも、これが何ていいですか、未納って言うてはならない、区域外でこういう負担金を納めない人

というのはいろのかどうなのか。

それから、その下の下水道使用料について、過年度分なんですけれども、124万6,000円、一生懸命努力して歳入してくれましたけれども、このほかに未納額というのは幾らぐらいあるのか、それをお聞きしたい。

それから、歳出のほうで、8ページの霞ヶ浦常南下水道維持管理費、減額されておりますけれども、どうも霞ヶ浦の県の事業というのは、よくわかんないんだよね。その年度、年度で、何か市町村が振り回されているような感じがするんだけど、県のほうからも、年次計画というか、長期計画というか、そういうのは出てこないんですかね。今年度はこのぐらいかかりますよと、そういうのがもしあったら教えてください。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

まず初めに歳入でございますが、款1分担金及び負担金、1負担金、下水道受益者負担金に関しましてですが、こちらに関しましては、布川台が2件の申請があります。布川台に関しましては、公共ですが、当時、設置してない箇所が何か所かありまして、その分の土地に家が建つときに、公共ですがないので、申請があつて設置するという形で2件あります。

もう一つが隣接地の購入による面積の変更申請ということで、隣の土地を購入しまして、面積を大きくして家を建てるという場合には、隣の敷地に関しましては、当初は受益者負担金をいただいておりますので、購入した土地の部分を受益者負担金を後から今回いただいているというような形になっております。

区域外に関しましては、基本的に下水道の設置は許可していませんので、受益者負担金等のお金を現在いただいております。

続きまして、款2の使用料及び手数料、項1使用料の下水道使用料の過年度分に関しましてですが、こちらに関しましては、今、使用料の徴収を県南水道企業団のほうに任せておりまして、こちらに関しましては、水道と下水道一緒に使用料を徴収しております。水道の場合には、支払いをしないととめられてしまいますので、それに伴って、大体3カ月ぐらい払ってなくて、滞納整理といいますか、督促をしまして、その分、とめられる前に下水道と水道料一緒に払うような形になりますので、その分の滞納整理の分の124万6,000円の増額というような形になっております。

続きまして、歳出のほうでございますが、款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道維持管理費の負担金に関しましてですが、こちらに関しましては、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金、こちらの維持管理負担金というのは、利根町の下水道を浄化センターに、今、流しております。その浄化センターの下水道の処理するための負担金でありまして、建設負担金とはまた違うものであります。

こちらのほう、今回1,632万9,000円を減額しております。こちらに関しましては、当初、

予算の時期に雨，雨水ですね，雨水が流れ込む場合を想定して多めに予算を計上しております。今回，雨水の侵入が余りなかったということで，今回，当初の想定よりなかったということで，この金額を減額しております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大変失礼いたしました。それで，国に払う，いや，県に払う維持費，要するに今の1,600万円の減額についてなんだけれども，1,632万9,000円余計に組んでおいたからということなんだけれども，今の団地内の宅内で，個人のますに雨水が流入しているという，そういうのはもうなくなったんですか。それとも，検査というか，1軒1軒はできないでしょうけれども，業者に頼んで，そういうのを流入しないように，雨水が流入しないように，雨水が流入することによって町の負担金が上がるわけですから，そういう検査はしているのか，していないのか，ちょっとそれをお聞かせください。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） ご質疑にお答えいたします。

現在，新設であれば，排水設備の検査ということで，1軒1軒雨水がつながっているかどうかということを検査いたします。

旧地区に関しましては，以前，羽中地区とか，大房，押戸，また，羽根野地区の軒数，ケンをつながっていないか委託して調査しております。つながっているご家庭が何軒かありましたので，改善命令を出して，つなげないよということをやっております。

その結果，今に至っているわけなんです，利根町の下水道は古い下水道でありまして，かなり調査とかも毎年行っているわけなんです，クラックが入っていたり，めじずれていたりですね，いろいろ本管の場合もあります。そこに雨水が侵入しまして，どうしても，どこの自治体もそうなんです，当初予定しているより，その雨水が入り込む可能性がありますので，ちょっと想定できないということで，ちょっと多めに実績を踏まえて予算を計上していますので，この金額の減額という形になりました。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今，課長から言われてちょっと気がついたんだけど，そういう古い污水管の，要するに検査，年次計画，大分かかるよ，きっとね。そういったのを今後やっていくんでしょうけれども，そういった計画の見通し，それから，もう一つ，受益者負担，要するに区域内であっても，せっかく公共下水道入れても，利用しない人がいるじゃないですか。その辺の促進はどうなっていますか，加入促進。その2点について伺います。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 井原議員の質疑にお答えいたします。

現在，利根町は茨城県の中でも水洗率がかなりよくて，90%以上，公共下水道につながっております。ですから，つながっていない世帯は200軒ぐらいということで，ほとんど

つながっております。

促進ということなのですが、やはり以前もチラシとか回っているわけなのですが、どうしてもつながっていない世帯は費用面が出てくると思います。町のほうとしましても、県のほうとしましても、今促進を行っているわけなのですが、費用的な面で、何十万円も、場合によっては100万円近くかかる場合もありますので、なかなかその点で、促進、伸びてないのが現実ですが、もうあと200件ぐらいということで、利根町は100%になりますので、かなり水洗化率は茨城県の中でも、もう上位という形になっております。

そして、あと、計画のほうなのですが、平成25年に長寿命化計画を策定しまして、管の布設替え、あと、管更生工事を行っております、その後、平成29年にストックマネジメント計画を策定しまして、国のほうに申請しております。

国のほうで、その申請が許可がおりまして、今年度も、管更生工事を行っております。来年も引き続き管更生工事を行いながら、維持管理に努めていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第10号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第11号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 5番石井でございます。

議案第11号 利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）、歳入で6ページ、款1項1目1節3の滞納繰越分で30万円、これは普通徴収分です。特別徴収分が全然問題はないんですけれども、普通徴収分で、保険料の不能欠損するのは何年で、税金と違って不能欠損は何年ですか。

それと、不納欠損した額がもしあったら教えてください。

それに、滞納者は、これ普通徴収分で埋まると思うんですけども、滞納者は何件あって、額は幾らぐらいあるか。

それに、9ページの款3項3目1節8の報償費58万円、介護予防講座で講師謝礼、これは開催しなかったという説明だと思うんだけど、これはなぜ開催しなかったんだろう、その辺、話してください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

不納欠損は何年かということなんですか、一応2年経過しますと欠損状態になります。ただ、欠損額についてはちょっと把握しておりませんので省略させていただきたいと思えます。

そして、滞納者は何件かということなんですが、本年3月5日、きのう時点の実人数で申し上げますと合計で79名の方が滞納しております。

全体の滞納額でございますが、同じく昨日の時点では499万5,600円という状況でございます。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、石井議員の質疑にお答えさせていただきます。

介護保険特別会計補正予算、9ページをお開きください。

款3地域支援事業費、項3一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費でございます。こちらは保健福祉センターが実施している介護予防事業費に係る経費でございます。今回、報償費を減額するものでございますが、開催しない理由はということですが、実際、講師が、新しい教室に来ていただく講師がなかなか見つからず、前半は開催しなかったということでございます。

専門の講師を、ハローワーク、団体等に声かけておりましたが、なかなか見つからず、開始時期がおくれたというのが正しい理由でございます。

新しい講師が見つかりましたが、その講師もほかにお勤めをされていまして、保健福祉センターの事業の曜日、調整がなかなか進まず、ことし年明けて2月からの開始となりましたので、その分できなかった分を減額するという理由でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 不納欠損額は、では、これは後で、後日で結構ですので、後日報告してください。ただ、499万円もあるんで、これは聞いて驚きましたよ。79名で490、約500万円近くあるんで、普通徴収で、これ2年でもう不納欠損していくしかないんで、納めない人が得をするというよりも、そのようなことがないようにお願いします。

終わります。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 8番井原です。

6ページの保健機能強化推進交付金3の2の3の1なんですけれども、これは内示があったと、227万8,000円、たしかそのように、高齢者の自立にということで内示があったということなんです、これの使途の歳出はどのようになっているのか、それをちょっと説明してください。

それから、その下のページ、7ページの低所得者保険料軽減繰入金、第3段階までの増額分というようなことで話があったのかなと思ったんですが、これも保険料改正のやつで、昨年度の絡みですか。

では、私の勉強不足なんでこれはいいので、227万8,000円の使途、それだけ説明してください。

○議長（船川京子君） 歳出はよろしいですか。

その一つだけでいいんですか。

いいですか。

井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

こちらの交付金なんです、目的なんです、高齢者の自立支援や重症化予防などの地域ケアシステム発展のために、市町村が行う地域支援事業とか、それから、保健福祉事業などに要する経費への充当を目的とした交付金でございます。

令和2年1月、本年1月11日に、今年度の評価指標に基づく交付決定がありましたことにより増額するものでございます。

それで、その充当なんです、基本的には既存の、今、当初予算で組んでいる既存の、そういった地域支援事業とか保健事業に充当するというので、当初では、そういうことで科目だけの計上になったということで、交付金が決定されたことで、その事業費に充当するというからくりになってございます。

そうです。当初予算で1,000円の科目しか、当初わからなかったんで、1,000円の予算しか組んでございませぬ。それで、このたび交付決定がありまして、227万8,000円が入ってきましたので、既存の事業費に振り分けして充当しているというふうな状況でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 要するに、今までの保険料で財源を内訳して、財源を充てていたものが、今度、この交付金が来たので、歳出のほうでは、それを財源を変えたっていうか、そういう意味ですか。

そうすると、この推進交付金の歳出のほうの自立支援のほうの今度は歳出、歳出、要す

るに保険料で充てた部分、227万8,000円、保険料で充てたわけだね、一般財源でね。その分の支援はもう既に支出しちゃっているんですか。支出しちゃっているの、歳出のほうで。出ちゃっているの。出ちゃっている。歳出のほうで出ているんですか。その辺をちょっと。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） こちらは、先ほど説明しましたけれども、今年度の評価項目、これは、ちょっと細かく、六十何項目という項目がございまして、その一つ一つに当てはまるものを入れまして国のほうへ出します。

それで、最終的に、国のほうで交付決定がなされたということで、既に事業費の支出に伴って国が決定した金額ということでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 一般会計じゃないから、余り強くは言えないんだけど、ことし1月17日に決定したんだよね。補助金が決定する前に既に支払われているということは、実際おかしいよね。実際おかしいでしょう。だって、予定されていたものが来ないかもわからないじゃないですか。たまたま来たから、財源を、内訳を書いただけで。特別会計だから余り強くは言いませんが、一般会計なら言えますけども。この辺もどうなのかな。上部にちょっと問い合わせで、こういう話があったよと。決定後じゃないと出せないみたいな、財政課長から言われたよぐらいなことでもって聞いてみたらどうですか。どういうお答えがあるのか。その辺、後でまたお聞きしたいな。終わります。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑が終わりました。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第11号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第12号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 井原です。

1点だけお尋ねします。後期高齢者保険料、この前、特別徴収義務者がふえたからというところで1,390万円、ここに補正が上がっていますが、では、この調定額は幾らですか。これは全部、100%の数なんですか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員のご質疑についてご説明を申し上げます。

こちらの特別徴収現年度分1,390万円増額ですけれども、この特別徴収というのは年金天引き者なので、100%の収入で見えております。

こちらの予算ではないんですけれども、普通徴収というのは納付書で納めてもらう方がいますので、今回の補正には載せてないんですけれども、これは収納率、今までの計2年間の収納率で見込んでおります。普通徴収は大でも収納率的には、やはり90%近くの収納率で見えていますので、その部分で調定額を上げています。

数的に言いますと、特別徴収では年金天引き者と普通徴収者がいて、当初は特別徴収者というのは2,337人、普通徴収者が864人の3,201名の見込んでおりました。

令和2年1月末で言いますと、特別徴収者は2,899人、数にして560人の増、普通徴収者は832人で、当初と比べると32人の減、トータルで言いますと530人の増ということになります。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 確かに特別徴収だから、全部もう天引きということだから100%かと思うんですが、金額の少ない方なんかね、天引きされるとなくなっちゃうと、生活できないと。今、家族と一緒に生活している方はいいかもしれないけれども、1人の人なんかは生保になっちゃうよね。

これは、ある程度対策を講じなきゃなんないような、町長に聞いても今、即答は無理だろうけれども、何らかのこの対策というのはないんですかね、こういう形でもって、生保に移行するなんていう方はいますか、今まで。1人か2人というか、何人か、いるのか、いないのか、その辺を聞いて終わりします。

○議長（船川京子君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員の質疑に対してご説明申し上げます。

保険料の天引きということで、年金とか普通徴収があるんですけれども、年金の場合で言いますと、保険料特別徴収からやはり納めるのが厳しいから普通徴収に変えるということは申請でできます。

あと、生活保護になったかどうかというのは、後期高齢の方でも年数名出てきます。た

だ、生活保護の場合は、福祉課所管で認定していますので、その都度、生活保護は該当したかどうかというのは連絡を受けて、後期の保険の資格を喪失するという形で行っております。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第12号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす3月7日から3月17日までの11日間は、予算審査特別委員会及び請願付託審査並びに議案調査のため休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回3月18日水曜日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後6時44分散会